
平成29年 第2回 築上町議会定例会会議録 (第4日)

平成29年6月15日 (木曜日)

議事日程 (第4号)

平成29年6月15日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 (11名)

1番 小林 和政君	2番 宗 晶子君
3番 宮下 久雄君	5番 信田 博見君
6番 鞆野 希昭君	7番 池亀 豊君
8番 工藤 久司君	9番 丸山 年弘君
12番 塩田 文男君	13番 武道 修司君
14番 田村 兼光君	

欠席議員 (3名)

4番 有永 義正君	10番 田原 宗憲君
11番 吉元 成一君	

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君	総務係長 脇山千賀子君
-----------	-------------

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
教育長	亀田 俊隆君		
会計管理者兼会計課長			永野 賀子君

総務課長	八野 繁博君	財政課長	元島 信一君
企画振興課長	江本 俊一君	人権課長	武道 博君
税務課長	江本昭二郎君	住民課長	神崎 博子君
福祉課長	椎野 満博君	産業課長兼農委局長	今富 義昭君
建設課長	神崎 秀一君	都市政策課長	竹本 信力君
上水道課長	福田 記久君	下水道課長	西田 哲幸君
総合管理課長	吉留梯一郎君	環境課参事	村上 敏之君
商工課長	野正 修司君	学校教育課長	鍛冶 孝広君
生涯学習課長	柿本直保美君	監査事務局長	石井 紫君

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
鞆野 希昭	1. 地域の互助力を強化する社会福祉の取組みについて	①見守り、防災活動の日常化について ②ふれあいの場づくり（公民館活動等）について ③ネットワーク運動について ④各自治会での取組み方の研修等について
	2. 町立保育園、小学校・中学校の冷暖房設置状況について	①冷暖房の設置状況について ②今後の考えについて
	3. 山・里・海の自然環境保護及び整備について	①老若男女が参加し、保護運動ができる整備活動について
	4. 歴史・文化史跡・伝統芸能の保護並びに継承について	①歴史・文化・史跡の保護と、伝統芸能の継承について
池亀 豊	1. 京築広域圏消防本部不明金問題について	①昨年5月に行なった豊前市長の会見後の対応について ②損害賠償の提訴は裁判所へ提出したのか。裁判は始まったのか。
	2. 築上町の公共施設に係る自治会の指定管理について	①3月議会、議案第26号の指定管理者の指定についての、申請書の提出について ②施設管理業務協定書について
	3. 多目的グラウンドの造成について	①日奈古グラウンドの代替として、多目的グラウンドの造成予定はどうなっているか。
	4. LGBT（多様な性）について	①学校でのLGBTの認識について
	5. 就学援助について	①就学援助の新入学児童生徒の補助単価について ②就学援助の申請書の内容について
工藤 久司	1. 築上町の課題について	①地方交付税・町税減少の対応は。 ②人口減少（社会減少・交流人口）について ③社会保障費の増大（医療費等）について ④雇用の確保（企業誘致）について ⑤老朽化施設の統合は。
	2. 椎田駅周辺整備について（エリアマネジメント事業）	①今後の事業展開は。 ②駅周辺のリノベーションは。
	3. 築城基地との関係について	①航空交流館の考え方について ②共存共栄の在り方について

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
小林 和政	1. 町民はどこにいる？	①町民不在の意思決定・計画・執行が多いのではないか。 イ、庁舎建設の件 ロ、広域消防署用途不明金の件 ハ、会計検査の件

午前10時00分開議

○議長（田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（田村 兼光君） 日程第1、一般質問です。

発言は、昨日の続きの議員からとします。なお、質問は前の質問者席から行ってください。答弁を行う者は所属と氏名を告げて発言してください。

これより順番に発言を許します。

では、6番目に、**6番、鞆野希昭議員。**

○議員（6番 鞆野 希昭君） 厚生文教常任委員会の鞆野希昭です。きょうは、地域の社会福祉とコミュニティーについて質問を行いたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問を行います。

まず、第1に地域の互助力を強化する社会福祉の取り組みについてということで、見守り防災活動の日常化というところで上げております。防災と見守りは、セットで行うことが、一番地域のためになるのではなかろうかと思っております。日常の見守りの情報を災害時の対応にスムーズに引き継ぐことはなかなか難しいが、このことはより実効性のある災害対策として重要なポイントだと考えております。そこで、自治会と民生委員や関係団体等の関係や役割は、情報の提供には欠かせないところだと思っております。

日常の見守りは、それぞれの自治会では民生委員が中心になって行っていると思います。また、地域防災は自治会が中心になり、防災計画を作成し活用していると思います。自治会と民生委員の関係ですが、それと地域の関係団体が協力、連携することが見守りの主体となってきます。

そこで、自治会役員と民生委員の接点の確保が必要だと思いますが、本町では自治会役員と民生委員の接点をどのようにとっているかお尋ねしたいと思います。福祉課長にお尋ねしてよろしいですか。

○議長（田村 兼光君） 椎野福祉課長。

○福祉課長（椎野 満博君） 福祉課の椎野でございます。

民生委員さんと自治会のつながり、接点ということでございますけれども、現状としましては、見守り事業という中でやっておりますけれども、直接の接点というのはございません。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 町長。

○町長（新川 久三君） 任命権者が法務大臣と自治会長が、私が、特別職の非常勤の職員ということで任命している。だから、そこんところで、お互い少しずつはあるとは思いますが、基本的には町からどうしてくれとか、そういう民生委員の方々にはお願いはできるんですけども、何といたしますか、町からの方針だとか、そういう形では言えないところがあるんで、お互い、個々の立場でおつき合いといたしますか、連絡調整をしていただいております自治会が。そしてまた自治会のよっては、民生委員が複数の範囲を兼ねたところがあると、そういうところで、ちょっとまだ希薄なところがございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 鞆野議員。

○議員（6番 鞆野 希昭君） 民生委員さんと自治会長さんは、推薦する団体が違うというところで、今町長の御説明を受けたんですけども、やはり防災や見守りの関係になれば、地域が一丸となって取り組まないけんこととしますので、民生委員さんとのまた後で質問しますけど、情報の共有とか、そういうところが発生してくると思いますので、地域のそれぞれの団体と民生委員さんと地域の防災にかかわる人は、同じ情報を共有して取り組んでほしいなと思っております。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 必要なこととございますんで、協力依頼ということで、民生委員会、児童民生委員ですかね、方々にはお願いを、今後してまいろうとこのように、今御指摘があったんで。いろんな会合で私も御挨拶いただきたいということで、挨拶行くとき、そういうときにぜひそういう形で、御協力を一緒に自治会長さんといろんな話し合いをしていただきたいと、そういうことは、ぜひ申し上げていきたいとこのように考えております。

○議長（田村 兼光君） 鞆野議員。

○議員（6番 鞆野 希昭君） よろしく願いいたします。

それと、災害発生時に、町と関係団体と外部組織等との連携はどのように行っているかお尋ねいたします。

○議長（田村 兼光君） 八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 総務課の八野でございます。

災害時におきましては、どういう連携かということでございますけれども、一応、災害時におきましては、自治会においては自主防災組織を立ち上げて、今66自治会のうち、56自治会のほうで立ち上げてもらっております。

それに対して、やはり町としては、いろんな形で自主防災組織がしっかりと機能できるような形で、機能できるように情報提供やアドバイスをしております。それに対して、いろんな自主防

災組織とほかの他団体との連携を保てるような形で、機能できるような形で調整を行っております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 鞆野議員。

○議員（6番 鞆野 希昭君） 今自治会のほうでは、総務課長がおっしゃられましたように、防災計画を中心とした取り組みを行っております。けども、今56の自治会でそういう防災計画を立てられておるということをお聞きしましたが、そのそれぞれの自治会での防災や見守りの協議会とか、そういうところを、協議会で話し合いをしておるとか、そういうところまで課長のほうで把握されておりますか。

○議長（田村 兼光君） 八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 協議会というのはございませんけれども、ことし町の防災会議におきましては、条例を改正しまして、自主防災組織の中から1名と、あとボランティア団体、女性の方なんですけど1名、2名の方を委嘱して会議のほうに出席してもらっています。

それと、単位自治会における自治防災組織におきましては、去年ですけれども県の事業で2回ほど防災訓練と個別自治会にかかわる避難等の計画ですかね、個別策定する上での研修を2回ほどやっております。

また、去年ですけれども、築城のBGのほうで、5自治会ですかね、避難訓練等の研修をしております。各ことしも既に湊南自治会において、県の出前講座というものがございます。それを養成しまして、研修等行っていくような形をしております。全体での話というのはまだできておりませんが、最初、個別に自主防災組織の中で積み重ねて、大きく全体で話し合えるような場ができればいいかなと思っております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 鞆野議員。

○議員（6番 鞆野 希昭君） 町のほうとしての動きは、それぞれ自治会から希望されたら研修等も行いますよと、それと国や県が行っている研修につきまして、それぞれ希望する自治会に研修を受けていただいております。それ町のほうの組織も今、充実しつつあるというところなんですけども、見守りや災害のときの状態、災害が発生したときには、やはり情報を共有している方が多くおられて、それぞれの自治会で情報を共有した方が多くおられて、災害の軽減を図ると、災害の軽減というよりも、災害に遭った方々の救助を早目に行うというところが一番、それぞれの自治会での役目だと思うんですけど、救助するということじゃなくて、誰誰が行方不明ですと、町のほうの災害本部のほうにそういうことを連絡するとか、そういう役割が自治会の中でも重要なことだと思っております。

緒につくっていただきたいなと思っております。

それと、今までの事業を進めてきた中で、やはり先ほども申しましたように、各単位自治会の進捗状況がばらばらであり、全体的にレベルアップを図ることが重要ではないでしょうかと、そういう気持ちがあります。

これで、見守りのほうは終わります。

次に、ふれあいの場づくりの公民館活動についてですけれども、今各自治会にある公民会や共用学習施設、集会所等の利用なんですけれども、なかなか難しいところと思うんですけれども。申込みがあって、その時間帯に鍵を開けるとか、そういうことがあると思うんですけれども、今度は教育委員会さんのほうに取り込んでおります、コミュニティースクールの利用、そういうところでも公民館が利用できないものなのだろうか。そして私が思うには、公民館というのは、コミュニティーの場であって、それぞれの地域の福祉の拠点にもなってくると思うんです。それで、公民館のほうの利用とか、そういうところをもう少し何かいい方法があればと考えておりますが、現在の地域の公民館の利用状況をお知らせしてください。

○議長（田村 兼光君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（柿本直保美君） 生涯学習課、柿本でございます。

ただいまの鞆野議員の御質問にお答えします。

公民館の利用状況ということでございますが、地域の学習等共用施設や集会所、生涯学習課が管理しております施設につきましては、指定管理者として、管理運営をお願いしております。主に使っているのは、健康サロンと自治会の行事のときに集まって使っているのが全体的なところだと思います。

施設の利用につきましては、利用目的とか利用形態、条件等を協議しながら、指定管理者と協議して利用するようなことになると思います。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 鞆野議員。

○議員（6番 鞆野 希昭君） 去年、議員研修で邑南町というところに行ったんです。そこは公民館が12カ所あって、それぞれ町の職員が館長、主事がついているそうです。そういうことが、ちょっとうちのほうで公民館では、何カ所あるんですかね、地域の公民館が、すごい数があるんで、そういうことは無理かなとは思いますが、やはり地域の公民館が福祉の拠点になれば、住みやすい、住んで安心できる、またそういうふうな福祉的な活動を行っておれば、公民館活動がインフォーマルな活動につながってくると思うんですけれども、町長のお考えは、公民館は自治会で、総合計画を見ておると、公民館は、自治会のほうに移行したいという考えがあるみたいですが、そこをちょっと詳しく教えてください。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 公民館、それから学習等供用施設、それからまた産業課が所管してつくった集落センター等々が、地域のいわゆる公民館的な存在であります。これも、それぞれの自治会の要望によって自治会の話し合いの場づくりをやりたいんでというのが基本でございまして、あと町のほうで直接、今利用させていただいておるといのは、健康サロン、これが主体的な利用をさせていただいておるだけで、あとは全部自治会が主体的な形で運営を行っていただいているということで、それぞれ自治会によって、いろんな使用頻度においては、差があるようでございますけれども、全てこれ自治会の要望に基づいた集会所という全てが、そして自治会内の話し合いをする場というのが基本というふうな捉え方を。

そこでまた自治会が、先ほど災害の話もございましたけれども、もし災害が警報出た場合は避難をすると、そういうところのひとつ自治会での話し合いをする場とか、それから福祉においても、できれば私も地域福祉ということで、隣近所が見守り合う福祉、これを進めてまいりたいという事で、これもやっぱり昔は日本はそれがあつたんですね。いい意味と悪い意味で、江戸時代5人組という制度がございました。いいことにつけ、わるいことにつけ、それぞれが責任持ってお互いを見守り、カバーし合うと、そういうのが昔の5人組ということであつたわけでございますけれども、それが少し近世になったら形骸化されてきておるといことで、できれば5人組をつくる必要もないんですけれど、隣組単位で、できればそういうカバーをし合うような、自治会内での話し合いがされていただければありがたいかなと、そうすることによって全体的な町の福祉の向上につながるんじゃないかと考えられますけど、何せやはり自治会内でも忙しい人ばかりだということ、ボランティアで費やす人がなかなかできないというのが現状だという話も聞いておりますし、極力そういう方向性で、福祉、それから災害についての緊急な避難をするような自治会内において、自主的な活動ができるような。

災害においては、先ほどちょっと私も話をしようかなと思つたんですけど、基本的には町は災害が起きたときは警報が出ますと、すぐに警戒本部をおいて、そしてすぐ消防団、やはり町が一番頼りにしなければならないのが消防団という形になります。それから、水難救助隊、これは町の組織でございますんで、それとあとは自治会長さんに、こういう形で警報が出ておるんで、いろんな災害が起きたときは、お知らせをしていただきたいというふうなことで、これはあくまで自治会の中の活動になってこうよいかと思いますけれども、そういう一応連絡体制はとって。

あと自治会内で避難を早くするという形になれば、無線機を使いながら、いわゆる防災無線を使って、一応すぐに避難をしていただきたい、そして、先ほど鞆野議員が指摘したるような、見守りですかね、避難をできていない方々の点検をしていくと、そういうシステムができれば一番いいかなと、このように考えているところでございますので、自治会長会と協議をしながら、充

実する自治会活動にもっていくような形になればいいかなということで、そういう一応対策を講じてまいりたいと思っております。

○議長（田村 兼光君） 鞆野議員。

○議員（6番 鞆野 希昭君） 本当に公民館がそういうふうに町長が今おっしゃられたような、自治会活動の中核になれば、本当に福祉がまた進んでいくのではなかろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、ネットワーク運動です。これは、見守り防災と地域福祉を兼ねたネットワーク運動というところで書いております。ちょうど、平成2年のころに椎田町では、愛のネットワークというところで、それぞれ県の関係団体から町内の関係団体というところで、ものすごい組織をつくっておったんですけども、そういう組織が今、段々つながりが希薄になっているように、希薄になっているというよりも、もうあるんですかね、ないみたいな感じもしますんで、今後、見守り防災に関して、地域福祉の連携として関係機関とのネットワークを構築していただきたいと思っておりますが、町のほうの考えはいかがでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一応、そういう一つの旧椎田町のときは、発足して、しかしあんまり活動していなかったですね、基本的には。とはいえ理念は非常にいいですね。だから私はそういう一つのネットワークづくりができれば。先ほど自治会の中で、まず自治会なんですね、自治会が、そういう取り組みをして、それぞれの自治会がネットワークをつくっていくと、そういう形になれば一番いいかなと考えておる。そうすることによって、お互いの情報が、発信しながら共有できるという形になるんで、福祉の面においても一つはボランティア制度、これをネットワークに組み込んでいくというのも一つの方法じゃないかなと思っております。あとボランティアで点数を付与する、昔あったんですけど、これも介護保険ができて、いわゆる福祉、介護制度のボランティアの点数保持制度といいますか、これの分が壊れてしまいました。社協に10万円寄附して、寄附というか、何ていいますか、会員登録を10万円出してして、すればできると、そういうシステムでございましたけれども、これが介護保険できたということで、このシステムがだめになったという。これをある程度介護保険のお世話にならない人たちの、そういういわゆるネットワークづくりといいますか、ボランティア制度をつくりながら、そして要請に応えていくという、これも必要じゃないかなと考えておりますけど、なかなかやっぱり今んとこ、財政的な問題、ボランティアといっても点数制になれば予算をつけていかなきゃいかんからってなりますので、そういう構想はあるんですけど、なかなか、まだ現実に至っていないというのが、今の現実でございますので、そういうひとつ方向性を検討していきたいとこのように考えております。

○議長（田村 兼光君） 鞆野議員。

○議員（6番 鞆野 希昭君） 今、町長さんがおっしゃられましたように、公民館活動とネットワークの関係なんですけども、前回の議会で宮下議員のほうで買い物に困っている方がおられると、そういうところも、今町長さんがおっしゃられたようなシステムでいけば、介護保険の制度以外のインフォーマルのサービスも生まれて、地域から喜ばれるんじゃないかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、④の各自治会での取り組み方の研修等についてですけども、先ほど話しましたように、それぞれの自治会で進捗状況が違うところがあります。足並みがそろっていないところがありますので、今後、見守り防災組織の国や県が行う以外で、本町でそういう民生委員さんや自治会長さんを対象にしたところの研修会等を考えていきたいなと思っておりますけども、どうなんでしょうか、無理なんでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、今自治会のほう、大体2年に1回優秀事例の研修等々に行っていたいておりますけども、なかなか自治会に差があるんですね。基本的には世帯数において、まず差がある。20戸未満の自治会については、もうほとんど皆さんが全員参加でやっている自治会が多いんですけど、世帯数の多い自治会が、全く自治会に入らない人とか、それとか自治会に入っておっても全く無頓着な人とか、いろんな形でなかなかやっばり統一がとれない状況がございます。

本当に小さな自治会は、まとまりがあります。いろんなものを皆さんで協議をしていただきながら、自分たちでどうしたらいいかという話し合いをやっていただく、非常に、本当にこれは自治活動をそれぞれ熱心に行っているのは、小さな自治会のほうがやりやすいといえますか、多世帯時自治会は、なかなかそれが困っておると。

この前も築城のほうの自治会長からも、自治会に加入が少ないと、どうすればいいかということで、相談にきていただいて、いろんな住宅あたりがあるところ、なかなか入ってもらえない、例えば県営住宅のなかなか入ってもらえないと、こういうふうな相談がございましたけど、県のほうにも相談行ったけどなかなか強制ができないというふうなことで、そういうひとつ自治会という形の中で、大きな差があるというので現実でございまして、基本的なそういう研修という形は行っておるんですけど、なかなかそれが身になっていないというのが現状でございまして、身につく、しようと思ってどんどんやっていただいております自治会もございまして、研修行ったところで。そういうことで、その幅をいかにどういうふうにして同じような形態にもっていけるかなという形になれば、隣組単位に分けて自治会、そういう一つの活動をつくってもらえる必要もあるかなというふうに考えるところでありますけど、町が強制できるものでもございませぬし、こういうやり方でいかがでしょうかということで、提案を町のほうで行って、そして自治会が実施を

するという方向性になるんで、全てを町がやるというわけになりませんので、そこんところ自治会の会長さん以下役員さんと話がスムーズにあって、じゃあ取り組みましょうというところまでなれば、ある程度の成果が出てくるのではないかなと思いますけれども、まだそこに至っていない自治会が多々あるということでございます。

○議長（田村 兼光君） 鞆野議員。

○議員（6番 鞆野 希昭君） 見守り防災や公民館の福祉的な活動というところで、いろいろなまだ研究事項がたくさんあると思うんですけども、一つ一つ取り組みながらやっていけば、本当にここに住んでみたいというような方もいっぱい出てくると思いますので、今度の活動をよろしくお願いいたします。

次に、町立保育園、小学校、中学校の冷暖房設置状況についておたずねいたします。

私たちの住んでいる築上町は、国防の最前線の町だと思っております。その町の中の学校で習っている勉強をしている子供たちも、本当に国防と切り離せない子供たちだと思うんですけども、なんせ、飛行機が空の上を飛んだときには窓も開けられなくて、先生の声も聞こえないというような状態になるときもあるみたいですよ。

地域によっては、飛行機がうるさくて、インターホンの会話ができない、電話はまたかけ直しますからというような地域もあるみたいですけども、学校のほう、町立保育園と小学校、中学校のほうの冷暖房の現状はどんなものなんでしょうかと思ひまして、お尋ねいたします。

○議長（田村 兼光君） 椎野福祉課長。

○福祉課長（椎野 満博君） 福祉課の椎野でございます。

福祉課におきまして、現在の町立の保育園の冷暖房の状況ですが、保育室につきましては、椎田、築城、葛城ともに設置しております。現在、新設中の新園につきましては、工事の中で設置することとしております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 学校教育課長。

○学校教育課長（鍛治 孝広君） 学校教育課、鍛治でございます。

小中学校の冷暖房機器の設置状況でございますが、冷房、暖房ともに設置をしている学校は、小学校では築城小学校、西角田小学校、上城井小学校の3校でございます。

また、中学校におきましては、椎田中学校、それと現在仮設校舎でございますが、築城中学校の両校に設置をされている状況でございます。

冷房のみ設置されている学校が、椎田小学校、八津田小学校、下城井小学校の3校でございます。葛城小学校、小原小学校の2校につきましては、現在冷房機器が設置をされておませんが、今年度夏休みに冷暖房機器の設置工事を予定をしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 鞆野議員。

○議員（6番 鞆野 希昭君） ありがとうございます。子供たちも本当に、今から暑い時期を迎えまして、宮沢賢治の、雨ニモマケズじゃないんですけども、丈夫な体を持ち、耐えていくというようなことじゃなくて、本当に教室の中で快適に勉強ができると、大人だけ冷房の効いた部屋で仕事をするということじゃなくて、子供たちにも快適な状態をつくっていただきたいなど願っていて、この質問は終わります。

次に、山・里・海の自然環境保護及び整備についてということで、かつての里山は食料や燃料、家屋の資材など、生活の全てのものを賄う場所であり、人の暮らしのためになくってはならない存在だったと思います。しかし、近年では、燃料も化石燃料に変わり、人の生活の様式も変化とともに、里山の存在価値も大きく変化し、現在においても開発による分断化、縮小化、そして手入れ不足などが全国的に進んでいます。我がまちも同じ状況ではないでしょうか。

また一方、里山地域においては、人口減少によるコミュニティーの衰退、地域経済の低迷など、複合的な社会問題も多く生じております。里山を育てることにより、ふるさとに豊かな自然の里や海が戻ってくるのではなかろうかと思っております。

私も八津田に住んでおりますが、海岸線のクロマツ、有安から西八田地区、今津の川尻まで、私たち子供のころは、あの中で遊んで回れるようなクロマツがいっぱいありましたが、今はクロマツに変わって雑木と、雑木がいっぱい生えておまして、マムシも出るからあの山には入ったらいけんよというようなことになっております。

総合計画の中におきましても、自然生態系の保護、環境に優しいまちづくりとありますが、どのような取り組みを、今後行っていくのかと、わかればお知らせしていただきたいと思っております。

○議長（田村 兼光君） 町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、築上町は農林水産業主体のまちでございました。今もまだ、農林水産業という形の中で営みをしている方々が多々、しかし近年では、それだけではなかなか生活できないような、いわゆる農林一次産業での所得が、低位に置かれています。他産業で働いたほうが所得の増大が見込めるというようなことで、一時期は北九州市に鉄鋼産業が一応、（ ）のときは、兼業農家をしながらそこに勤めていてということで、非常にやっぱり農業しながら他産業に勤めるということで、非常にこの辺は裕福だったんですけど、それが北九州の鉄鋼産業が少しずつ衰退するにつれて、それがかなわなくなったというふうな形になっておると。そして自動車産業も苅田にトヨタ日産、大分にダイハツときておりますが、なかなかやっぱり従業員が雇用されないというのが現状ですね。昔の鉄鋼産業みたいな形で多くの雇用が自動車産業では、一部本町からも勤めに行っている方おられますけれど、昔みたいな形でそれぞれ通勤しな

が行っているという方々が、現在少のうございまして、なかなかそれも人口減の一つだと考えております。

だから、そういう形の中で、本町、質問は自然をいかに守るかという形になりますけれど、今山間地の方は頑張りながら山の手入れ、それからいろんな除草作業ですか、河川あたりの、それぞれ自分の田んぼの周りを自分でいろんな支障する、流木、木、それから草あたりをきれいに切って管理をしていただく、これができなくなったときにどうなるんだろうかというふうな、一つ危惧もあるわけございますけれども、そうなれば農業生産活動もだめになるという形になって、町でどうしようかという考え方、人口をふやしてその定着してもらえれば一番なんですけど、なかなかそうはいかないだろうという形になりますし、これもやっぱり国の施策にかかわっていると思います。昔みたいな形で人口を都会から地方に分散させて、その地域がちゃんと昔みたいに守れるようば状態に、国の政策がなれば、私はいいがなと。またこっちも要望していかなきゃいかんと思うておりますけど、特に田舎は水や空気をちゃんと下流に送るのが、いわゆる田舎の役目ですね、山村地域の。だから、そこの環境を守るというの、これはやっぱり少しずつ県のほうもわかってきて、今、県民税に500円追加して、山を手入れをする、森林環境税というのを県のほうがとっておる、これもこれをとろうかと、この税金を都会の人からとろうかというふうな雰囲気、今なりつつあります。福岡県で既にやって、山の保育、手入れ、それから荒廃林の調査をしながら、それを荒廃でなくするような方向性にもっていこうというなことで、この税を使って事業を県もほうでして、本町も大分、このおかげで山の関係の環境よくなってきつつあります。

あとは農村部、いわゆる平地の部分ですね。これもそれぞれ農家がやっているとき、きれいに草刈りあたりやっておりましたけど、なかなかこれがやっぱり少しおろそかになりつつございまして。というのも、農業従事者が少なくなって、そこまで手が回らなくなったと。先般も苦情がまいました。（ ）するのは経営的にいいんですけど、なかなかそこまで手が回らないで、あぜ草を切らないで迷惑しておると、こういう形もあるんで、私もそういう指摘を受けまして、すぐに本人に連絡して、早く草を切ってもらえんやろうかという話までしたことございますけど。そういうことで、昔の環境をできるだけ維持していくと、そうすることによって、本町では環境が守れていくんじゃないかな。

そしてまた、公害のある企業を絶対に誘致しないというふうな、これも重点項目に置いておかなきゃならんのだと。それともう一つは、産業廃棄物の問題でございましてけれども、岩丸に一応、県の認可でできておりますけれども、これも林道を使わせないというふうなことで、一切搬入禁止をしておるんで、実際施設はつくったが使えない状態、これも地域の岩丸地区、それから旧椎田全体の皆さんが岩丸川があって、飲料水をとっておると、環境を守る運動です。やはり、

旧椎田町でやっていったというふうなことで、ある程度のそういう住民全体で環境を保護していく、守っていくという考え方が大事じゃなかとうかなと、このように考えておりますので、町もまたこれに予算がいれば、予算づけをしていくと、こういう考え方もございますし。基本的には、今の田園風景を残した中での居住をずっと、永久的に住めるようなまちにしていくという、これが大事じゃないかなと、このように考えております。

○議長（田村 兼光君） 鞆野議員。

○議員（6番 鞆野 希昭君） ありがとうございます。町長さんも御存知だと思いますけども、CCC自然と文化の創造工場というのが、築上町にも団体がございます。そこは、健康な自然環境と健全な文化の発展を早期に実現のものとするための事例を具体的に提案し、これを実施・実現するために、自ら総合的に活動するとともに、自然環境の重要性を広く啓蒙することを目的とするというところで、すばらしい活動をやっておりますので、そういうところの方々の話も聞きながら、山・里・海をつくっていただきたいなと思います。

そして、どうしても子供たちにも水辺の観察とか、それぞれの観察というときに、大地に寝転んでゆっくりできるような自然環境を整えばなと思っておりますので、またよろしくお願ひします。

最後ですけども、4番目の歴史・文化史跡・伝統芸能の保護、並びに継承についてということで、現在、継承方法についてはどのように行っているのかをお尋ねいたします。よろしくお願ひします。

○議長（田村 兼光君） 柿本生涯学習課長。

○生涯学習課長（柿本直保美君） 生涯学習課、柿本でございます。ただいまの鞆野議員の御質問にお答えします。

現在、築上町の指定文化財は、国指定が4件、県指定が9件、町指定が29件あります。これらの文化財保護法や条例により指定された文化財、船迫窯跡や旧蔵内邸、本庄の大楠、小原のソテツなどを中心に、国庫補助事業や単独事業により、保存、修理、保護活用を行っております。

また、指定されていないものについても、現状調査を実施しているところです。昨年、中津街道の町並み調査や古民家の図面作成、古文書と写真のデジタル化などを実施しております。

また、これら文化財を周知、啓発するために、屋外案内版の設置や、各種展示会、ガイドブックの発行、広報ちくじょう、築上町歴史参考ホームページのウェブサイトでごろから情報発信するように努めております。

築上町では、平成22年の旧蔵内邸の所有から25年の一般公開、国の名所指定へと築上町の文化財保護情勢が保存法から公開と活用、さらに集客を伴う企画運営へと比重が大きくなっております。

特に蔵内邸では、各種展示会と音楽会や茶会など、イベントの開催が非常に多くなったことで、個人やリピーター客の増加につながっております。また、昨年度は地方創生事業、戦国のムラ城井谷のPR活性化事業の一環で、伝法寺庄旧竹内邸の保存整備を実施し、古民家食堂として活用、新聞広告などPRしたことで、新たな来町者が増加しつつあります。

伝法寺庄は3月上旬の開店から、5月末で営業日が40日、利用者数が875人で、今後の予約も多く入っております。今後は、旧蔵内邸を拠点に本庄の大楠、天徳寺、城井ノ上城、さらに綱敷天満宮などを含め、町内の史跡観光のネットワークが必要で、季節ごとのイベントや企画や情報発信を行っていききたいと思います。

この戦国のムラ城井谷のPR事業では、プロモーションビデオとデジタルコンテンツを作成し、5月中旬からホームページで公開していますが、今後これら映像も旧蔵内邸や町内小中学校や施設、県の施設などでも周知、公開してまいります。

また、伝統芸能では、国指定重要無形文化財の豊前神楽に赤幡神楽、寒田神楽に引き続き、ことし4月に櫛原神楽、伝法寺岩戸神楽、岩丸神楽、小原神楽、湊金富神楽の築上町全ての神楽団体が指定されることとなり、今後は国指定をPRするとともに、将来に継承できる伝承活動の支援を行っていきます。

最後に、中津街道に関してですが、平成27年3月議会で決議された温故知新中津街道保存整備に関する決議への取り組みとして、昨年度湊地区の町並み立面写真作成を実施しました。本年度は、仮称でございますが、中津街道保存活用基本構想を策定すべく委員会を組織し、また各種啓発パンフの作成など、ソフト事業を着手してまいります。

特に、昨今は、建築士会や郷土史団体など、民間団体による中津街道のPR活動が目覚ましく、地域も含め、連携して事業を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 鞆野議員。

○議員（6番 鞆野 希昭君） ありがとうございます。環境や歴史文化史跡、伝統芸能のほう
が充実してくれば、それが本町の観光事業にもつながってくると思います。また、そういう歴史
や文化、史跡を保護することによって、地域のコミュニティーづくりや人づくり、年齢を問わな
いつながりも深まってくるのではなかろうかと思っておりますので、今後ともよろしく願います。

以上で、質問を終わります。

.....

○議長（田村 兼光君） ここで一旦トイレ休憩をします。再開は11時から。

午前10時50分休憩

.....
午前11時00分再開

○議長（田村 兼光君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

では、7番目に、7番池亀豊議員。池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 7番、池亀豊です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、京築広域圏消防本部不明金問題について質問します。ちょっと順番が変わりますが、2番目の損害賠償の提訴は裁判所に提出したのか。裁判は始まったのかについて、昨年9月、12月の議会でこの問題への質問に対しまして、町長は9月議会では、「そして、基本的には民事訴訟、これの判決が出てからの対応しかできないというのが現状である。」と答弁され、12月議会では、「実際にはまだ裁判所には提出していないという事務局のメモが」と答弁されておられます。

その後の経過についてお尋ねします。損害賠償の提訴は裁判所に提出しましたか。裁判は始まっていますか。

○議長（田村 兼光君） 江本企画振興課長。

○企画振興課長（江本 俊一君） 企画振興課の江本でございます。

先ほどの池亀議員の御質問でございますが、民事訴訟につきましては、京築広域圏市町村事務組合の事務局より、ことしの3月29日に損害賠償等事件として民事の訴えを起こしたということで、報告を受けております。

その経過でございますが、今月の5月23日に第1回の口頭弁論が予定されておりましたが、延期となり8月に行われる予定ということで報告を受けております。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 裁判はまだ1回目は始まってないけど始まっているということですね。

この提訴が、決まったのが去年の10月31日の広域圏消防本部の会議で決まったということで、時間はかかりましたが、始まったということで。その裁判の中で使途不明金の問題が明らかになることを要望といいますか、期待しております。

それで、町長のお考えもお聞きしたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 私の考えといってもなかなか私見的なものは申せんし、これは、広域圏の一理事としては、基本的には100%被告が使い込んだものとして一応裁判は行っております、不明金の。そして、前回の分は被告が出てこなかったから延期になったと、そういうふうなこと

で連絡があつておる。それ以上のことはちょっと私から申せませんが、基本的には、裁判に従つて後の対応を考えていくというのが、現状。それぞれ理事会で確認したことでございますので、それ以上のことはちょっと申せません。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 10月31日の議会で、みやこ町の組合長は、提訴の請求額は弁護士と相談すると述べておりますが、請求額はもう確定して提訴したんでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 確定というよりも、こちら側が被害額のある金額全てを被告の使い込みということで、一応訴訟をいたしております。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） その今町長の答弁は私も知っております、そういう報道がされておりますので。金額は、確定して提訴しているということですね。

○議長（田村 兼光君） 江本企画振興課長。

○企画振興課長（江本 俊一君） 企画振興課、江本でございます。

正確な訴訟の金額は今承知しておりませんが、金額については被疑者が使い込んだと思われる総額約1億円だと承知しております。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） その件につきましては以上で。

次に、通告の1番の昨年5月に行った豊前市長の会見後の対応についてということで、毎日新聞の報道によりますと、昨年5月、後藤市長は「全て被告の横領かほかにも不正やミスがあるのかについて調査結果を待つ」と会見で述べています。その会見が10月の会見では、「被告しか会計を扱う人はいなかった」と全て被告の横領として損害賠償提訴を決めています。

先ほど、町長から答弁がありましたとおり。これは、調査委員会での調査を受け、ほかに不正やミスがなかったということですか。私は、ほかに不正があつたというふうに思っております。

1人の犯行というのは考えられないと。しかし、調査委員会の調査はほかに不正やミスはなかったということで、結論が出たということでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、総額被告のいわゆる横領ということで、あとは決裁、管理監督の責任上これはどうなるかというのは、またその後の問題だろうというなことで、基本的には、被告の全て横領ということで、我々は理事会で承知をしておるところでございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 私は、全て被告のせいにして幕引きを図ろうしているのではないかと疑いを持っています。うやむやにしてはならないと考えて、昨年9月、12月の小林議員の質問を受け、その後の経過をお聞きしました。この後、小林議員が質問されるらしいので、私の質問はこれで終わります。

次に、築上町の施設に係る指定管理について質問します。

初めに、指定管理の指定についての申請書の提出について。3月議会で築上町の公の施設に係る指定管理者の指定について、多くの施設の指定管理者が指定されました。

今回、10年ぶりに指定管理者に指定された自治会から申請書の提出手続について、「管理の内容の説明もなく書類を送ってきて出せと言われた。申請書の内容について電話で質問したが、明確な答えもなく、印鑑だけ押し返して送り返してくれと言われた。その後、申請書がどうなっているのかの連絡もない。担当課は指定管理の内容について把握しているのか。書き方、指定管理についての詳しい説明もなく印鑑だけ押し出すように言われた。おかしくないか」との声がことしの初頭に寄せられました。

自治会長さんがおっしゃりたいのは、指定管理の内容の説明もなく、納得もしていないのに印鑑を押せるかということだと思います。

地方自治法の公の施設の設置、管理の項を見ましたら、地方公共団体と自治会の関係に限って言いますと、何か自治会に下働きを押しつけるもののように私は感じます。

築上町と自治会は、住民の暮らしを守る地方公共団体と地域のコミュニティーとして協力し合い、お互いを尊重する立場で物事を行っていくことが大事ではないかと考えます。ほかの自治会からは、そういう声は出ていないというふうに聞いていますが、こういう声がありましたので、担当課のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 今富産業課長。

○産業課長兼農委局長（今富 義昭君） 産業課の今富でございます。

ただいまの池亀議員の御質問でございますが、議案の第26号というのが前回3月議会での産業課の所管の農業集落センター、生活改善センター及び集落センターについてございまして、うちの所管については現在11の施設がございます。この施設等につきましては、ほかに生涯学習課の集会所や人権課の地区集会所等々ありまして、指定管理については全部で62の施設が指定管理されているところでございます。

この集落センター等々については、合併の平成18年の3月に条例化されて、その条例に基づき指定管理をするという形になっております。それ以前につきましては、各自治会における自治公民館としての役割を果たしておりまして、全て自治会のほうで管理運営をしておりました。それを町のほうで合併後にこの条例において指定管理したものでございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 以前は、町の持ち物ではなかったんでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 今富産業課長。

○産業課長兼農委局長（今富 義昭君） 町の持ち物ではございますが、先ほど、鞆野議員の質問のときに町長が答えましたとおり、地域の要望によりまして建った自治公民館としての役割を果たしております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） おっしゃっていることはもっともだと思います。自治会長さんもそういうふうに言われるんじゃないかとおっしゃっていました。ただ、指定管理の申請書の提出について、説明もなく出せと言われたという声がありましたので、それは申し述べておきたいと思います。

次に、施設管理業務の協定書について質問いたします。施設管理業務の年度協定書を見ますと維持管理に要する費用は自治会の負担とする。毎年度終了後、事業報告書を作成し、提出しなければならないとあります。私の住んでいます臼田の自治会でいいますと集落センターの年間使用料収入は約7万円ぐらい、年間の維持管理にかかる費用は27万円ぐらいかかるそうです。臼田の自治会は、維持管理のため、ことしから積立金を自治会費と別に集めることにしました。生活が苦しい中、全ての自治会員から積立金を集めるのは大変苦勞します。

町から自治会へのまちづくり交付金の算定基礎には、指定管理の費用が入っていますか。入っていないのであれば、算定基礎に加えることが必要であると考えます。またこの算定基礎は本来なら指定管理の協定を結ぶときにお互いの合意のもとに行うべきことではないかと考えます。担当課のお考えをお聞きします。

○議長（田村 兼光君） 江本企画振興課長。

○企画振興課長（江本 俊一君） 企画振興課の江本でございます。

先ほどのまちづくり交付金の算定基礎ということでございますが、町内66ある自治会の中で公民館として、集会所として、自治会の公民館として活用しているものは、町の施設でありますものの指定管理、もしくは自治会が補助を受けてつくったものまたは自治会独自でつくったもの、いろんな形態がございます。その中で、指定管理のみについて算定基準を入れるということは、公平性の面からしても、ちょっといかがなものかということを考えております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 私は公平性の面からいって、いかがなものではないと思いますけど、それだけお金が、今言った分だけお金がかかっているんです。ないところはかかっていないんですよ。ですから、公平の面でいうと。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一応、さっきの鞆野の議員のときにも話しましたがけれども、いわゆる町には、今産業課所管の集落センターというの、これは、町がつくったり県がつくって、皆さんに使っていただくと。これも、皆さん方の要望いわゆる県がつくった分は中山間地域ということで、臼田もその中に入れてもらって、公民館、欲しいというふうな要望があって、公営事業の附帯で中山間事業というのを県が行っていただいて、道路を改良したりとか集落センターをつくったりとかいう形で、それぞれ地元の要望に基づいてつくっていただいた施設。

そして、運営の基本は全て今まで自治会で行ってきていただいておりました、実際。大きい修繕だけは町で行うと、そういう1つの一応決まりごとがございました。例えば、空調を入れるとか、そういうのも当然、町のほうでしますけど、小修繕、維持管理については、全て、学習等共用施設であろうと、これは教育委員会の生涯学習課の所管でございます。

そしてあと、普通の公民館という形、これもいろいろ形態がございます。高塚あたりは、東高塚、町のほうが補助をして、事業主体が東高塚でつくった公民館。それとか、町が事業主体でつくった公民館、それと公民館のないお寺を利用して公民館のかわりにしておるのは、これが上り松地区でございますけど、昔のお寺を公民館がわりにお寺の機能がないというふうなことで。

ただ、いろいろ千差万別な形で、形態でつくられておるところでございますし、それも地域が、それぞれ地域の活動のためにつくってほしいというのでつくったのが、それぞれ自治会にあるそういう集会施設でございます。

町が直接管理しておるのは中央公民館、それから椎田学習等共用施設、これは延塚会館ですね、それからもう一つソピア、あとの分は全部全て指定管理で地域の方が使っていただくと、このような形で運営をしているというのが現状でございます。

これで、あと運営費を出してくれとかいう形にはちょっとなり得ないということで、御理解をいただければいいんじゃないかなと思っております。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 大体、私もわかるんです。ほかの市町村もちょっと聞いてみたんですけど、運営費払っているという自治体もないことはないんですよ。長い目で考えていただいて、実際、自治会財政苦しいんです、今。今言ったように積立金を集めたりそういうふうやって。

それで、きのうの質問でも、子供会とか老人会が減っていると。自治会もだんだん運営が厳し

くなってきています。そういう状態の中で町のほうにも考えを柔軟にさせていただきたいということをお願いしまして、この質問を終わります。

次に、多目的グラウンドの造成について質問します。

先日、町民の方が、グラウンドゴルフの大会に出場したが、以前使っていた日奈古グラウンドと比べて使用しにくいという声がありました。

昨年いただいた協議次第1、多目的グラウンド造成予定について、資料1、内容が、1、予定位置、築上町児童館と青海山荘に挟まれた農地等、2、予定事業の概要、ア、トラック400メートル8レーン、イ、多目的広場フットサル等1,600平方メートルなど、3、対象事業、防衛省、文部科学省、国土交通省の事業で多用する事業を検討中、その後の経過はどうなっているでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、日奈古グラウンドをジョイフルのほうに売却をして、ジョイフルが生産活動を始めるということで、6月ぐらいから工事に入るということでございます。その代替ということで、私も農業公園のその土地、基本的には、そんなに金をかけるつもりはございませんが、平地にしてグラウンドゴルフができるような状態にやりたいなということで、いろんな会合等で申しております。

それが、今はちょっと無理なのが、一時的に土砂置き場にしておるという問題がございますので。それと、青海山荘が防音をするので、ちょっと若干土地を貸してほしいということで、一応貸しておる経過も。だから、それでちょっと今止まっておる状況でございますけど、基本的には、さっき言ったような、僕はもう大きい工事をやってもお金がかかるかなあというふうなことで、グラウンドゴルフ。

そして、今のグラウンドゴルフ、できれば利用するをするところはたくさんございます。今、葛城小学校の運動場をぜひ使わせてほしいということで、その付近の人がそういうふうに言われてそこを使っておるし。それから、大きい大会が日奈古で開けなくなると、ぜひ、大きい大会は築城のグラウンドが非常に広ろうございますので、あそこで大きい大会は開いてもらえれば、十分可能な広さがありますので、大きい大会はあそこで開いていただくとか。

今まで、日奈古で開いておったソフトボールの大会、非常に何とかという苦情もきておりますけれど、そういう築城グラウンドも利用をやってもらわなきゃいかんだろうと、余り今まで利用がなくて、日奈古のほうの利用が多ございましたので、そっちのほうの活用もと。

そしてあと、こじんまりとした活用であれば、今フットサル場をきれいに芝生を刈りこんでおりますので、あそこでもグラウンドゴルフはできますし、それから、駐車場の跡でも一応できます。今駐車をしております、あそこでもできますし、そういう形で大きいイベントがあるときに

はできませんけれど、何も無いときはそこでも一応できるというようなことで、いろんな活用法がございますので、産業課のほうに相談して当分の間していただく。そして、基本的には、児童館の横の土地も若干整備をして平地にしながら、グラウンドゴルフとか広場をつくっていかうというそういう当初の計画でございましたんで。

先ほど、構想まで話をされましたけど、その構想にすれば用地の買収もまた必要になってまいりますし、そこまではどうかなあと。いろんな批判を受けかねない状況もございますので、そこで私はやめておきたいと、このように思っているところでございます。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） そういう声がありましたので、また今度町政懇談会もありますので、ぜひ町長のほうからそういうお気持ちを説明していただけてよろしくをお願いします。

それでは、次に、LGBT（多様な性）について、質問いたします。

初めに、学校でのLGBTの認識について質問いたします。私は、昨年、毎年行われている次世代思春期保健教室に参加させていただいたことで、初めて築上町でのLGBT（多様な性）の取り組みを知りました。

電通総研による2015年の調査によりますと、人口の7.6%の方が、ほかの多くの調査でも人口の3%から5%の方がLGBT（多様な性）に該当するとされています。私たちの身近なところにもLGBT（多様な性）の方がいらっしゃるということです。小学校40人学級クラスでいいますと、中学校もですけど、2人から3人ぐらいLGBTの方がいらっしゃる計算になります。

昨年行われましたLGBT当事者1万5,000人調査の報告では、約6割の方が学校生活でいじめを経験しているとされています。いじめの被害では、「ホモ」、「オカマ」、「男女」などの言葉によるもの。服を脱がされるなどの性的いじめなどが多いようです。また、21.1%の方が不登校を経験し、自傷行為の経験は10.5%。いじめ被害者や不登校の児童生徒の中にLGBT当事者がいる可能性が高いと指摘されています。文部科学省も性的少数者の児童生徒へのきめ細かな対応を求める通知を出しています。調査結果では、社会全体で取り組むべき人権の問題として学校現場でまだまだLGBTへの認識が進んでいないことが報告されています。

差別や偏見のためにありのままの自分を肯定できない社会は健全な社会とは言えないと考えます。今回初めて、LGBT（多様な性）について質問しますが、今学校教育の現場でどのような取り組みがされているのか教育長のお考えと取り組みの内容などについてお聞きしたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 亀田教育長。

○教育長（亀田 俊隆君） 教育長の亀田でございます。

いわゆるLGBT、性的マイノリティーについてですけれども、基本的には文部科学省の通知、これに基づいて学校教育は行うということになっております。LGBTにつきましても、学校の教育の中では主に人権教育の一貫として一つの中で取り組むのがよろしいんじゃないかなんかというように考えておまして、まずは、認識はまず教職員がしっかりこのことについては認識する必要がありますので、人権のいろんな研修会等、学校の教職員が集まっている場でいろいろございますので、そういう場でまず研修を行っております。講師を招いてそういった方、実際自分で経験なさっておる方をお呼びして研修会をしております。それを受けて、学校の中で教職員が共通認識をしながら人権教育の中で取り組むということが必要であると思うんですね。

それで、授業について、子供たちに直接LGBTという言葉の説明等はいたしておりません。Lが何だ、Bが何だ、Gが何だ。それはいたしておりませんが、人権教育の中で思いやりだとか、優しさとか、それがやっぱり子供たちの心情に添ってやる必要がございますので、男女平等の視点を持って、いじめなどが起らないような形で人権教育をやっているというのが今、現状でございます。

ただ、全ての学校で共通に取り組んでいるところまでいきませんで、それぞれの学校において現実、取り組み、そういう事業をやっております。

そういうことで、個別の対応によってやっているということで、ただ、議員がおっしゃるようにそれがいじめの対象になったり、不登校の原因になったりすることは、絶対にこれはできませんので、その子供たちの発達段階に応じて、取り組んでいくということに現在しております。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 今、御答弁いただきましたこの問題は大変難しい問題だと思います。教員の先生方の中にもまだ理解が進んでいない方もいらっしゃるでしょうし、私自身、最近問題になってきて初めて知ったぐらいでして、大変でしょうけど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私が先ほど言ひました次世代思春期保健教室のお話ですけど、それにも椎田小学校区は椎田小学校で、築城小学校区はチアフルつきであります、私見せていただいたんですけど、当事者の方がいらっしゃるって、子供たちにお話を聞かせて大変いい授業でした。

築上町の2017年度教育条件整備陳情書に次世代思春期保健教室の継続実施が上げられています。思春期を迎えた子供たちが、町内の同じ学年の子供たちと成長の節目にこうした学習ができることは、ほかの自治体に類を見ない貴重な取り組みですとあります。私からもこの取り組みを続けていただけるよう要望いたします。

先日、岡山市議会では、多様性ある社会実現調査特別委員会という委員会を議会で作りました。LGBTなどの性的マイノリティーへの正しい理解に向けた取り組みを市長に提言していま

す。

これ、先ほど宗議員からいただいたんですが、本日の西日本新聞に「LGBT配慮ガイドを本に」ということで、小川福岡県知事が作成したという記事が載っております。2020年の東京五輪パラリンピック開催などを踏まえ、本年度中に県内の観光業者が、同性愛や性同一障害といった性的少数者LGBTに対応する際の配慮事項をまとめたガイドブックを作成し、セミナーも開くことを明らかにしたという報道がされております。

きょう通告にはなかったんですけど、町のほうで考えていることがもしありましたらお聞きしたいと思うんですが、もう、なかったらいいです。

○議長（田村 兼光君） 亀田教育長。

○教育長（亀田 俊隆君） まだ、その新聞私きょうは読んでおりませんが、今後LGBTについては、やっぱり統一した指導體制というものが、まだちょっと町内でもできておりませんので、前向きに、やっぱりやっていかなきゃいけないなというに思っております。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） この問題は大事な問題だと思いますので、もう進んでいるところでは、例えば住民票の出してもらう欄に男性、女性の欄をなくすとか、そういうこともやっているところだんだん今ふえてきております。そういう行政もだんだん変わっていったらいいなと思いますので、築上町も町としてこういう偏見をなくす方向に向かっていっていただきたいということを申し上げまして、この質問は終わります。

次に、最後ですけど、就学援助について質問いたします。

初めに、3月議会で私は、一般質問で、新入学児童生徒に対する入学準備費用の補助単価について質問いたしました。そのときの答弁で、「国のほうからそのようなまだ通達が来ておりませんので、来た時点でまた対応していきたいと思っております」という御回答でした。その後、平成29年3月31日の日付で、文部科学省初等中等教育局長藤原誠名で、平成29年度要保護児童生徒援助費補助金について通知が出されました。この通知を受けて、要保護児童生徒の対応はどうなっていますか。また、準要保護生徒への対応はどうですか。

○議長（田村 兼光君） 鍛冶学校教育課長。

○学校教育課長（鍛冶 孝広君） 学校教育課、鍛冶でございます。

お尋ねの就学援助の新入学生児童生徒の補助単価についてでございますが、これは、国の通知をもとに実施をするということにしております。

今年度は小学生児童が4万6000円、中学生生徒が4万7,400円ということで、昨年度より大幅に改定をされているという状況でございます。

以上でございます。（「準要保護は」と呼ぶ者あり）

準要保護についても、この単価を使用するというところでございます。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 3月議会の質問がそのようになったということで、大変うれしく思います。子供たちの学校教育には本当に役立つ施策だと思っております。

それでは、次に就学援助の申請書の内容について質問いたします。

3月議会の一般質問で、私は就学援助の認定手続から民生委員の項目をなくすよう、求めて質問いたしました。その後、4月になって町民の方から申請書の書き方がわからないと電話があり、申請書を見せていただきました。見てみますと、私が見てもややこしくてわかりません。それで、学校教育課に教えていただきました。それで、京築のほかの自治体はどうなっているのか、とりあえず、みやこ町の申請書をもって比べてみました。

ここに、みやこ町の申請書があります。比べますと、民生委員の項目がないのは当然のことですが、みやこ町の申請書には威圧感が全然なくわかりやすく親切な感じがします。逆に言いますと、築上町は威圧感を私は感じました。築上町は申請書と別に世帯表というのがあり、2枚提出しなければなりません、みやこ町は申請書1枚だけです。また、築上町は申請理由を書く欄がありますが、みやこ町はありません。築上町は世帯員の源泉徴収のコピーが必要ですが、みやこ町は必要ありません。かわりに所得などの確認に同意する欄がありますが、わざわざ児童扶養手当の受給が申請の理由の方はこの欄に記入する必要はありませんと説明してあります。また、提出先も築上町は学校だけですが、学校または教育委員会学校教育課、犀川、豊津の窓口係を含むようになっています。そして、みやこ町は学校経由の受給以外に保護者指定口座への降り込みによる受給があり、申請書に保護者指定口座を書く欄まであります。そして、大きな違いは、学校長意見を書く欄がみやこ町にはありませんが、築上町にはあります。

私は、誰もがお金の心配をせず学校に通えるよう、書類の簡素化、制度の周知徹底などを、改善を図りながら、要件を満たせば気軽に利用できる制度にすることが必要だと考えます。申請理由欄の該当するものに丸をした上、また新たに申請理由を書かなければ就学援助は受けられませんか。学校長の意見を書かなくては、就学援助は受けられませんか。この点について答弁をお願いします。

○議長（田村 兼光君） 鍛冶学校教育課長。

○学校教育課長（鍛冶 孝広君） 学校教育課、鍛冶でございます。

御指摘の申請書の様式等についてでございますが、今現在使用している申請書は、議員がおっしゃられるとおり、申請書と世帯表ということになっております。申請時には申請書の記入例等を保護者の方にお渡しをしながら説明をしているという状況でございますが、様式等については、ほかの市町村の例を参考にしながら、今後検討をさせていただきたいというふうに思っております。

す。

それから、御指摘がありました民生児童委員の所見の欄があるということでございますが、基本的には、民生委員さんは児童委員さんを兼ねられておるということでございます。学校、それから学校教育課で、対象世帯の状態を常に把握をするというのは困難であるというところもありますので、地域の民生委員さんに家庭の状況の把握、相談、支援等のサポートをお願いをするという上でも、かねてから申請時に民生委員さんの所見をいただいているというところでございます。この点については、いろいろ御意見もいただいているところでございますが、今後もこの形を継続をさせていただきたいというふうに思っています。

過去古い分はわかりませんが、ここ最近3年間ぐらいでは、この民生委員さんからの所見をいただくということで、申請の弊害になったケースというのは、報告は今のところございません。

それから、学校長の意見ということでございますが、これも、一応現在の様式では、学校長の意見をいただくということになっております。このことについても、民生委員さんと同様な考え方でございますが、わざわざ学校長の意見が要るかというところを含めて、ほかの市町村の様式等をちょっと参考にしながら検討をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） あくまでも子供たちの幸せのための意見ですので、別に攻撃しているわけじゃありませんので、よろしくをお願いします。

それから、次に、今の学校長の意見の欄の話ですけど、世帯表のほう、そこに、その上に、この学校長の意見を書く欄には6つの項目の該当番号に丸をするようになっています。1、保護者の職業が不安定で生活状況が悪いと認められる。2、生活状況が悪いため学校納付金を減免している。3、生活状況が悪く学校納付金が滞りがちである。4、被服等が著しく悪くまた学用品、通学用品等に不自由している。5、経済的理由による欠席日数が多い。6、その他、具体的に記載のこと、とあります。私、これ見たとき、これは、見た人申請する保護者を心を傷つけると考えました。私が保護者でしたら、もう、こういうことを書かれると嫌になって申請するのをあきらめるかもしれないと思いました。保護者の職業が不安定、被服等が著しく悪いなどないと、就学援助が受けられないのかというふうに思います。

今からの分は、先ほど答弁いただきましたけども、もう一度。3月議会の外出支援サービスの事業の質問でも、私ずっと築上町のいろんな申請書を見ているんですけど、結構難しい様式になっていますので、もう少し、町民の方が書きやすい様式に、ぜひ変更してほしいと述べましたけど、「被服等が著しく悪く」などの言葉は人権侵害にもつながるんじゃないかとさえ思います。

築上町ですと議論になっております学校の問題や新庁舎建設などは、その議論の大もとに三

位一体改革以降の地方交付税の削減、市町村の合併などによって地方が衰退し、先進国でただ1つ人口が減り続ける国、日本社会の構造そのものが大きく横たわっていると思います。しかし、この就学援助は違います。国も推奨しています。築上町の子育て支援の政策に大きく貢献できる制度だと思います。

自治体の仕事は、町民の皆さんに幸せと希望を運ぶ仕事だと思います。ぜひ、先ほど、考えていただくという御答弁でしたので、改善を求めてこの質問を終わりたいと思います。

○議長（田村 兼光君） もう、聞かんでいいか。

○議員（7番 池亀 豊君） ええ、以上で。何か、ありましたら。

○議長（田村 兼光君） 公のところで聞かんや。町長に聞きゃあいいじゃないか。

○議員（7番 池亀 豊君） いや、何もなかったらもう。

○議長（田村 兼光君） 亀田教育長。

○教育長（亀田 俊隆君） 今、御指摘をいただいた件につきましては、教育委員会、それからその他関係のところと協議をさせていただいて、これがいいんだろうという方向にまた持っていきたいというに思っております。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 先ほども言いましたように、子供たちの幸せが一番大事ですので、私の意見が全て正しいというわけではありませんので、いい方向で考えていただきたいと思えます。

以上で、本日の一般質問を終わります。

.....

○議長（田村 兼光君） それでは、これで午前中の質問を終わります。再開は、午後1時からとします。

午前11時45分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（田村 兼光君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番目に8番、工藤久司議員。工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） それでは、通告に基づきまして質問させていただきます。

今回、3点ほど質問事項を挙げさせてもらっているんですが、いろいろ中身がありますので的確に答えていただけたらいいなと思いますので、よろしくをお願いします。

この1番目の築上町の課題についてということで挙げております。5点ほど挙げているんですが、まだまだたくさんある中で、今回この5点ということで挙げておりますが、1番目の交付税

が少しずつ減ってきている。当然、町税も減ってきている。

この中で、この合併してから10年超えましたが、どういう取り組みをしてこれの財源の確保に努めてきたのか、またどう対応を今後していくのかについてまずはお聞きしたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 江本税務課長。

○税務課長（江本昭二郎君） 税務課の江本でございます。工藤議員さんのただいまの質問でございますが、どういった対応、取り組みをしてきたのかということでお答えいたします。

まず町税に関しましては、収納率がメインになってくるものでございます。現年度課税につきましては、口座振込制度の推進ということで、これをメインに取り組んでおります。

それから、滞納整理のほうにつきましては、納税者との折衝、それから納税相談等を行いまし、さらに財産調査等を行った上で差し押さえ業務を行っております。その実績に伴いまして、伸び率はそんなにないんですが、合併以降横ばい状態の収納率を維持してきているところでございます。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 地方交付税に関しても、合併して10年の合併特例債が終わり、5年延長になったとはいえ年々減ってくるわけですね。5年後にはゼロになると。そうすると、そこで当然今の交付税の三十何億あったですかね、が減るわけです。

そうすると、今の体制でやり方で本当にこう予算が組めるのか、維持できるのかというのは当然考えてることだと思いますので、まず特例債が終わる3年後、4年後ですか、どぐらい減って、それに対しての取り組み、どう考えてるのかをお願いします。

○議長（田村 兼光君） 元島財政課長。

○財政課長（元島 信一君） 財政課、元島でございます。工藤議員さんの御質問について御答弁したいと思います。

交付税につきましては、当町は平成17年度に合併をしております、18年度から平成27年度につきましては、合併算定による特例措置という期間がございます、旧町の旧椎田町、旧築城町の二つを足した分と築上町一本で計算した分とがございます、二つで足した分のほうが交付税が多うございますので、その分の特例を10年間受けておりました。

28年度昨年度から減額になりまして、昨年度は10%、今年度は30%、来年度も30%、70%とあって、5年後の平成32年度にはその分の合併の算定による特例がなくなる予定でございます。影響額といたしましては、平成27年度の交付税と比較しますと約2億7,000万ほど32年度にはなくなるのではなかろうかというふうに予想しております。

収入につきましては、交付税につきましては国の定められたものですから、それに対して減少

することに対しての対応というのは収入の面に関してはございませんけども、町といたしましては歳出のほうの面で削減を考えている予定でございます。

1つの例といたしまして、築上町が合併いたしましたして財政状況が厳しいときがございました。そのときには、築上町の集中改革プランというのを作成いたしましたして、約4年間で削減をする計画を立てた次第でございます。そのようなものを参考にしながら、今後また人件費等、もしくは施設の統合等を図りながら、削減を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） まずこの数字とかその取り組みについては、当然担当課が町長の指示でやると思うんですけど、一番そこのトップダウンというか町長のやる気、姿勢というのが一番問われると思うんですね。

もう減るのはわかっている、しかし、次の項目にもありますけど、それにも入っていきましようもう。人口も減少していくという中で、当然今の規模では維持ができなくなるてのは、これはもう誰が考えてもわかることなんですね。

ですから、合併して10年間たっていよいよお尻に火がついて、じゃあ施設の統合とか、後にもありますけどそういうものをやろうかというのは私は非常に遅過ぎると思っております。

もうこうなるのは合併当時からわかってたことでもあるし、いろんな面でそういう立ちおくれた面があると思いますが、町長これから今の減少、金額が減っていくわけです。これに対して、どういう指示をしながらやっていくのか、町長の考えをお願いします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には収入、これもう制限がございます。税収がふえても財政力指数が1.0を上回ることはありません。だから、交付税をやっぱり当てにしながら行政運営と、基本的にはそれをしなければならぬと。そのためには、身の丈に合った歳出というのが一番大事になろうかと思えます。

だから今は、ある程度優遇的な形で、皆さんからも非常に要望多うございます。あれもやってくれこれもやってくれというふうなことで、今は子育て支援と、これを重点的にやっぱりやっていく、それと教育ですね、子供は未来の宝ということで子育て、教育と。これをやっぱり重点的に予算配分をやらざるを得ないです。

身の丈に合ったという形になれば、合併したとき250名を超える職員数でございまして、まずこれを何とか減員やろうというなことで、人件費が非常にかさんでおってもう赤字すれすれのところまでいってございました合併当時ですね。

だから、やっぱり人件費にメスを入れるべきであろうというふうなことで、3カ年職員の給与

削減で労組と話し合いをしながら、いわゆるベテラン職員は5%、若手職員は3%と。私は全て5%の削減を出したけれども、一応そういう案で3カ年削減をさせていただいて、非常にやっぱりその効果はあったんじゃないかなと思っております。

そういう形の中で、議会も協力していただいたということで、定数が大体合併後は24のところは現在14になっておるといふことで、議会のほうも非常に努力をしていただいて議員の経費も削減に努めていただいたというふうなことで、これも協力していただいとございますけど、基本的にはやっぱり非常に人件費がウエートを占めるのは多うございます。

皆さん方の御指摘からでも、町税が十五、六億しかないのに人件費もそれよか若干多うございますんでそういう、本当はスリムな行政という形に持っていきたいと思っておりますけれど、なかなか国県のいろんな報告ものとかいろんな規制があつて、本当はもうちょっとスリムな形の人事体制に持っていききたいけどそうはいかないというふうな形になっておりますけれど、極力やっぱり人件費を、職員の給料を減額するのではなくて職員数を極力少なくしながら、質の高い行政、そして職員も質が高く、町民にいろんな形のもの町民生活にできるような行政を行ってもらいたいと思うんで、職員の給与の質を落とすんじゃなくて現状維持を考えながら、基本的にはいろんな人件費の見直しもやるべきだろうこのように考えておりますし、これがやっぱり一番我が町にとっては大きなウエートだろうと考えており、後は場合によっては今優遇しておるいろんな施策もございます。そういうのも廃止をせざるを得ないような時期も来るかもわかりません。

そのときはまたいろんな形で計画をつくっていかなくや、今現状では大体基本的には合併しない市町村と同じ状況になるという形になります。あと数年後にはですね。だからこれはこれで、例えばこの辺で言えば吉富町、荻田町、そういう形の中で今ちゃんとやっておるんで、そういう一つの目標を定めながら財政指標、いわゆる赤字再建団体にならないような形をちゃんとやっていかなくやいかんだろうとこのように考えておるとございます。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） もう少し短めに町長できたらお願いします。言われたとおり人件費ということで、前々から私も言っているとおり、なるべく少ない人数で職員を育てて効率よくやることは前々から私も言っていることですし、遅からずそういう形で町長が答弁したということはこれから人件費に関しては、私も何というんでしょう下げるなんてことは全然言いたくなくて、なるべくなら上げてやりたいと。

でも今の限りある財源の中からはと少なくなくて、やっぱりみんなで仕事できるような能力を町としてするのが一番というのは誰が考えてもこれわかることなので、とにかくいろんなものに関してまだまだ手をつけなければいけないものとか、町長も言ったようにいろんなものを手をつけなけりゃいけない時期が来るかもしれないと。

これは、傷はやっぱり痛んだときにフォローしたほうがいいですよ。傷になってからだとなかなか時間と労力もかかりますんで、そこら辺を早急にやっていただきたいなと思います。

人口減少の件ですが、特に言いたいのは自然減て言われる出生と亡くなる方の、これはなるべくなら出生もふやしていくのがいいんでしょうけど、出ていく方、これが非常にやはり気になるんですね。数字はもう面倒くさいけど読まんけどわかってると思うんで、ここをどうかちょっとしたほうがいいんじゃないかと。自然に亡くなる方でも数百人減ってるわけですよ。

社会的な減少でよく言われる、それがまた非常に多いんですね。行橋とか中津とか豊前とかいろいろあるんでしょうけど、ここをどういう手当をしてきたんだろうかと、ずっとこれ放ったらかしにしてきたのかというな思いがありますんで、ここに関しての社会的な減少、これに対してどうやってやってこれから、町長食いとめる策というのを頭の中にあるんでしょうけど、一つぐらいでいいです。こういうことで社会減少は食いとめるということでやっていきたいということがあればお願いします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今までも子育て支援、これは隣の行橋よりも私は非常にいい制度をつかってやってきておると思います。今回も、第3子保育料、幼稚園のいわゆる公費負担ということでしております。

しかし、何が原因かという形になればやっぱり住環境、いわゆる買い物しやすいとかそれとか地域にしがらみを持ちたくないという人たちが都会に住むのかなと。しかし、基本的には地域にいろんな形で皆さんと一緒に生活する、これがやっぱり我々日本人の共同生活といいますか、地域の人と連帯しながら生活していくて、これがやっぱり日本のいいところなんです。

外国は日本よりもこの点は劣っておるようにございますけど、だから相互連帯のもとに何かできるような制度をもう1回見直しながらやっていくという、そういう姿勢も大事じゃないかなと思ってます。それとあとはもう企業誘致、これしかないと思います。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） ひとつ、何回もこれを言うと職員の方耳が痛い方たくさんおるんでしょうけど、いろいろ私のところにも手紙が来ましてその内容をちょっと言うと、役場の職員の町外に住んでる方が多過ぎると。何回も町長に言ってます。

いろんな施策をして妙にお金を使うよりも、まずうちの職員さんがとどまってもらえる。であれば、今何十人、五、六十人ぐらいおるんですかね独身の方で。確実に税収は上がるし人口もふえる。

ですから、町長にも前回は言ったけども足元をもっと見て、職員が何で出ていくのかとところがやっぱり今言ううちの魅力、ほかの地域との差別化とか区別というのが弱いんだと思うん

ですよ。

ですから、要らんとところで要らぬお金を使うよりはまずそこらあたりもしっかり、今後の人口に対する取り組み、妙な住民の方からそういう意見があるぐらいですから、やっぱり住民の方も知ってるんですよ。

ですからそういう不満めいたものがないように、いろんな家庭の事情もあるんでしょうけどせめて独身の、築上町が好きで入社というか希望して入ってきた方は、やはり最低限住むというのは自然の流れだと思いますので、そのあたりも十分頭に入れて、今後の採用に関してもそうでしょうけどやっていただきたいなと思います。

社会保障の次の拡大、増大、医療費の件ですが、これも今回繰上充用で1億3,000万国保会計に入れて赤字を補てんしたと。あと何年後かに、たしか福岡県の国保会計も福岡県の指導というかそういうものになるというのを以前聞いた記憶があります。

聞くとというか、何か福岡県下が国保税全部一体化されるかなてちょっと勘違いをしそうなんですけどそうでは全然なくて、やはりうちの町はうちの町で独自で国保税に関しては上げたり下げたりという話になるわけですかねこれ。

ですから、町長がよく一般会計から繰り入れをしないと云いつつも赤字会計補填するたびに、平成二十何年かも1回ゼロにしていますよねこれ。今回も県の国保が一体化されることで恐らく補填をして、プラマイゼロにして県のほうに上げるのではないかなと思うんですね。

この国保会計でのものもいつもいつもいろんな人から言われるのが、やっばうちの国民保険税高いよねというイメージ、実際高いんでしょうけどこれやっばなかなか払拭しきれないところがあるんですね。

どうして上がるかはもう当たり前のことですよ、需要と供給のバランスが悪いですから。これにやはりメスをしっかり入れてやっていっている自治体もあるようですので、まずうちの取り組み、この国保会計を抑えるための取り組み、どういう効果が出てきたのか、どういう効果があるのかをお尋ねします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 国保会計ということで、平成30年度から県が保険者になります。あと事務は町のほうで行わなきゃなりませんけれど、保険者は県というなことで、それまでに一応赤字が今、ことしの繰上充用が1億2,000万ほどございますが、2,000万ちょっとです。3,000万まで行ってないと思いますけれど、そういうことで来年の一応決算見込みは6,000万の黒字を見ております。単年度収支ですね。だから6,000万ぐらいの赤字になるんじゃないかなと。これも当然、保者を築上町から県へ移すというときにはちゃらにして、全部一般会計から補うというつもりでございます。

当初合併したときが、やっぱり1億5,000万ぐらいの赤字でございました。両町合わせてですね。これも3年後に赤字を全部解消しようと、合併時赤字を解消するという合併協議会の中の話もございましたし、それで一応ゼロにして（発言する者あり）短くね、はいわかりました。

そういうことで、赤字、そして対策は今健康サロン、これやっぱり病気にならない、それから認知症にならないと、そういう一つの対策として今全域で約何カ所かちょっと、大半の自治会が健康サロンを実施してもらって、なかなかこれがまた全てのものにならないというのが状況。

そしてあと健康診断ですね、これもすべての人が受けてもらえればいいんだけどもなかなか、30%ぐらいの受診率じゃなかったかなと思いますけれども、受診率の向上というなことで住民課のほう頑張っておりますし、それから健康サロンも多くの人が参加できるようにという、この施策を進めていこうとこのように考えております。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） ぜひいろんな取り組みをしていただいて、この抑制をすることがうちの町、先ほど町長が言ったように素晴らしい住環、例えば住宅環境はそろってもやはり国保会計でお世話になっている方たちというのは、そこは近隣の市町村を比べたりとかいろいろするわけですね。

国保会計に限らずほかの使用料、特別会計の上水道の金額とかもやはり皆さんちゃんとチェックしてるようですのでそこはしっかりやっていただきたいと思うし、これは例ですけどもあるちょっと研修会に行ったときに、大阪の大東市というところで元気が出ませ体操というのを開発したそうです。御存じですかね。そしたら2億5,000万ほど医療費が下がったそうです。

何でかって話を聞いたときに、一番は町民が主体でやったさうなんですこれ。皆さんが町民が主体でやって、きっかけは職員の何か保健師さんか誰かがやったんだと思うんですけど、それがものすごく全体に波及して行って、すごい団体がその体操をするようになったおかげで病院に行かなくなったということだそうです。

ですから、言いたいのは住民が主体でできるようなこととかをやはり町行政が仕掛け人となって、ヒントとかやってやるのがひとつそういうものの抑制にもつながると思います。

ですから、安否確認のために病院をはしごしながらというような話も多々聞きますので、その1回分をそういう体操とかいろんな健康サロンもそうでしょうけど、そういうところに足を向かせるようなもう少し強い呼びかけをしていただきたいと思います。

先ほどちょっと信田議員とも話してたんですけど、オレンジカフェが非常に好評だそうですね。ですから、週1回というのを少しふやす方向とかというのもそういうものの予防になったりであれば、そこも一つ考えるところではないかなということをおし述べます。

次です。雇用の確保、先ほど町長が言いましたが企業誘致、ようやく日奈古にジョイフルさん

が来て6月ぐらいから操業というか建設が始まるという話ですが、以前担当課の課長に、町長にも言いましたけどそれだけで終わるんですかということです。

どんな営業行ったのかちょっとわかりませんが、私ほうちの特産品というか可能なものをジョイフルさんにぜひ営業に行ったたらどうですかという呼びかけを町長にもしましたし、担当課にもさせてもらいました。あれから3カ月たって何か行くような話は聞きましたが、その後どんなような営業をしてジョイフルさんと交渉してるのか、交渉したんであればよろしくお願ひします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、本町に進出してくるジョイフルはハンバーグとサイコロステーキとソースを製造すると、これが基本であると。そして、できた製品を北部九州、それから中国地方まで配送する配送センターという、これを日奈古のグラウンドに設置するというのが基本でございます。

そして、商品開発部というところがあるので、この前ちょっと企業誘致委員会の皆さんとジョイフル本社を見学させていただきました。そのときにもいろんな要望もしてきましたし、本町の特産のアサリを素材にした、これをひとつできるような形で開発してもらえんやろうかと。それとかカキこうい、それと野菜あたりも契約栽培になると思うんですけど、もしよければ本町で幾らほしいという形であれば、ぜひ我々JAとタイアップしながら生産に総力注ぎますんでというふうな話は訪問したときにしてきましたんで、これも今後の課題になりますけど、基本はもうとにかくさっき言うたハンバーグステーキとそれからサイコロステーキと、ソースはここでの製造という形でございますというふうなことで、あとは商品開発部で何とかまたちょっと検討しましょうというところまでいただいております。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） もっと積極的に交渉をしていただいて、やはり来てよかったと言われるような関係を保つことが大事だと思います。

雇用の面ですが、この件も前回も言いましたが相当厳しいと思うんですね。前も言ったでしょうけどうちに来ました。しかし、町外から雇用をして町外に持っていかれるというのが一番企業誘致をした意味から言うと非常に悲しい結末じゃないかと思うんで、このあたりの雇用に関しての取り組みとか何かあれば、何かやってることありますか。

○議長（田村 兼光君） 野正商工課長。

○商工課長（野正 修司君） 商工課の野正でございます。雇用の確保につきましては、先日もハローワークにちょっと訪問しまして、管内の求人求職の動向についてお話を伺いました。

平成29年4月時点での有効求人数は、前年同月比で4%の増、有効求職者数は前年同月比で

マイナスの4.8%となっており、雇用の確保については前年同期と比較しても若干厳しいものとなっております。

今回ジョイフルさんが町内に進出するに当たって、このハローワークにはジョイフルさんの役員さん方とも一緒に訪問したわけですが、雇用の確保は厳しい状況であるのは間違いございません。

そのために、なるべく町内からの雇用が望ましいのでありますが、社員の募集については築上内だけではなく、ちょっと広めに募集をかけたほうがいいたろうという指導も受けております。また、地元の高校である築上西高校へも訪問しまして、雇用の確保に協力をお願いしたところがあります。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 雇用の確保の面で1つ注意していただきたいことがあります。これジョイフルさんが来ることでほかの企業、今うちにある企業、この人たちがそちらへ移る可能性があるんですね。

ですからへたをすると何ですかねパイが動くだけで、先ほども言ったけど全然実にならないということもやっぱり懸念してる企業さんがあります。特にパート職の募集も数10名あると聞いてますのでジョイフルさんがですね。そうなるというんな雇用の条件等々で変わるんでしょうけども、そうなる今パート職でやってる企業さんから流れる可能性もあるんじゃないかという懸念をしてる企業がありますので、そこを十分注意というか目を配ってほしいところがあります。

もう1点、最後この雇用に関してですが、企業に関してですが、そちらの何ですかねばね工場さんがとん挫というかやめたんですか。前回も言いましたけど、これやめた理由というのはきちっと検証しないと次企業なんか来ませんよ。せっかくひとついいきっかけができたのであれば、つながってきて町長が朗報ですと言って議会で報告がありましたけども、その後すぐ契約不履行でばね工場さんが撤退するだろうという話だったんですね。ですから、何で撤退するのかという理由ぐらいはきちっと、せっかく契約までしたわけですから追及というか、聞くべきだろうと思うんですね。今後のことに関して。その辺の対応はどうなってますか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 理由も話したと思いますけど、契約までやって、そして自分の友人であるところがうちのほうに来てくれと。非常に請われたということでそっちのほうに行くようになったんで、契約したけれども行きますという契約の破棄といいますかね、これをやったかそのままだ土地を購入したままかちゅうのは、課長把握しとるかなそれは。はい。

それで、そこは後から課長から報告させますけど、理由は自分の友人のそこから請われて、た

しか熊本だったと思いますけどそっちのほうに行くようになったということで、これが一応契約破棄の原因だということで聞いております。

○議長（田村 兼光君） 野正商工課長。

○商工課長（野正 修司君） 商工課の野正でございます。ばね製作会社の契約の解除につきましては、違約金も契約相手には支払われたという報告も受けておりますし、理由としましては先ほど町長が言われてましたように、取引先の要望が強かったということ聞いております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） うちよりも違約金も払ってまで熊本ですか、友人のところに行く条件がよかったということで収めておきましょう。はい。

最後のこの公共施設の老朽化の統合について形で質問しますが、先ほど来、人口の減とか交付税の減少とか医療費が上がったり、これをやっぱ補うというか、一番こういう施設の老朽化施設なり類似施設の統合だと思えます。

今回この、これもらいましたけど皆さん読んでると思うんで、うちの町が1人当たりの床板面積がとんでもなく、県下全国に比べて倍ぐらいあるという報告を受けてちょっとびっくりはしてるんですけども、恐らくですけど使っていない老朽化の施設がたくさん点在してるわけですよ。ひとつは学校関係もそうでしょうけど、そういうもので1人当たりの床板面積が非常に大きいと思うんですね。

早急にここは、せっかくこんな立派な管理計画をつくったのであれば、こういうしっかりメスを入れて、金額もとんでもない金額書いとるやないですか。これからずっとこれを統合しないと、未来永劫こういう金額がかかっていくということをここで検証してるわけですから、早急にこんなのはやってくべきだと町長思いますよね。

どうでしょうか。せっかくこれをお金かけてつくってるのであれば、それようにやっていかないとこれつくった意味もないですし、またちょっと遅いのかなと。いつも苦言みたいなことばかりですけど遅いのかなと思いますよ。合併して10何年たってるわけですから、合併の当時は類似施設を統合するとか、そういうものが合併の主な理由じゃなかったかなと思うんですね。遅いとはいえ、こういうものをつくった以上早急にやっていただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、両町合併して重複した施設が多々あります。例えば、社会福祉センターが旧椎田にあり旧築城にありと。体育館も旧椎田に1つ、築城に2つというな形があります。

しかし、統合できるものは当然やらなきゃいかんと思っておりますし、それとあと補助金をも

らってつくったものが補助金返還というのがございまして、これがなくなった後にという考え方もありますけど、そういうことで極力統合できるものやっていくと。

それで今、廃校になった寒田小学校と小山田小学校、この2つについてはもうほぼこの建物は消防法の関係とそれから建築基準法の関係で、不特定多数が入れないというふうな形になって取り壊しが前提になっております。ある程度こういうのも、一応進出企業があれば払下げをしていきたいとこのように考えております。

それとまだ、町の遊休の土地が大分ございますがこれも早く、何ていいますか一般競争入札で価格を伏して、一応価格の多い人に入札で譲渡すると、そういう方向もひとつしようということで指示もしとるところでございますし、そういう不用なもの、財産については処分するというふうな形でいきたいとこのように考えております。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 早急にちょっとそこは、今遊休地のことが出ましたが、言おうと思っただけですけども、やはりうちの町に住んでいただくための一つの方法として、その遊休地をいかに活用するか。遊んでるだけでは、固定資産税払わないんからいいだろうという話ではなくてやはり管理がかかるわけですから、そこはもっと踏み込んで町長やらないと本当どんどん出おくれというか、先ほど言った傷口が開いてしまうような気がします。

今、一つ施設の話が出ましたので例のビラ・パラディ、これはもう少しで補助金のあれは終わるんですかね。あそこをぜひ使いたいという方がいるんですよ、町長も前回言ったけどもう売ってもいいんじゃないかなと思うんです。欲しいと言ってるんですから。有効に活用したいと。もうあれなら紹介しますよ。

そういうものもやはり遊休地にしても、うちに建てたいとかいう人たちには、本当に安価でもいいからやっぱそういう利用活用をどんどんするべきだと思うのに、何遍言っても何か前向きに進んでないような気がしてならないんで、そこはいま一度町長の決断でぜひやっていただきたいと思えます。もうこれ終わるときです。

次の質問は、これも椎田駅前周辺整備についてということで、きのうからのいろいろこれについての質問があったようなので、私は質問の中身はこれに、新庁舎の本町の建てかえ需用というのは大きくかかわっていた。一番不思議だったのが、なぜここの本庁舎を利用しないのか、前回の3月のときも言いましたけどもなぜここじゃないのか。よく考えたら、これをつくってたからJAを取得するという発想になったのかなと私は理解したんですね、違いますか。

でも、じゃあなぜここじゃないんですかという理由は、町長明確な答弁はないですよ。ここをどうやってどういうことでだめだからJAを取得するという話になったのかというのは、僕は余り理解できてないですね。結局、JAさんからいろんな条件をまたつ突きつけられて白紙になり

ました。

ということは、この事業も当然白紙になってしまう可能性もあるし、きのうの町長の答弁ですと縮小してとか、ちょっといろいろ変えてやっていくみたいなこと言ってましたけど、メインは何かこう庁舎の関係を引き金にして、にぎわいはどうだとかていろいろ横文字ばんばん並べてこれ書いてるんですよ。

もう本当に何か読むに値しないみたいなやつで、横文字ばかり使えば何かこう成果品としていえるのかなというコンサルの何というか手法が見え見えみたいなこういう報告書をいただいて、皆さん読んだとは思んですけど、この事業を今後どうやって町長進めていきますか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、農協買収あってそれだということで計画書つくってまいりました。いわゆるこれは、椎田駅を中心にコマーレ、それから農協の跡地に役場とそういう形になって、コンパクトな収容しながら人の集まる場所をつくりながらにぎわいをつくっていかうというのがそもそもの目的で、J Aに何とか買収応じてくれんかという話になりましたが、協議の途中でとん挫したということでございます。

そういう形の中で、その中に記載されている、生かされるものがこの庁舎建設についても私はこの現在地、ここの敷地内に建てる時には若干それが活用できるのではなかろうかなと考えておりますし、本来ならコマーレと駅周辺で一体的にやるのが一番いいのだけれども、中にJ Aが入るとい形になれば若干、何と申しますか募集しても来るところが少ないかなという気もしますけれど、基本的にはそういうひとつ複合ビルでいきたいなとこのように考えておるところでございます。そしてできれば町の活性化につながってくれば本当にありがたいかなと思ってるんで、基本はやっぱり民間の活力を生かした形を庁舎建設にも生かしていきたいとこのように考えております。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） この報告書の中で一番気になるというか、各、これ町外の事業者のヒアリングの結果で鉄道関係も不動産関係もちよっと読みますね。「築上町は、自社の事業対象範囲外であるので提供できるサービスはない」ということです。ということは、一番関係するJ R、不動産関係は、この事業にうちの町では提供するサービスはありませんよというこれヒアリング結果が出てるわけです。だったら椎田駅前をどうしたいのかなって。

今、県の事業で拡幅をしてロータリーをつくって、また向こうの南側になるんですけど、あそこ西高側をとかいう話もありますけど、一番基本となるJ Rがそういうサービス提供するつもりはありませんというふうに言ってるわけですよ。これにどうやっていってメスを入れていくのかということですよ、うちの町として。

どんだけお金が要るんだらうかということも思いますし、今の椎田駅前を拡幅して活性化するだらうか、にぎわいを取り戻すだらうかという心配も現状あります。現実的な視点で考えたほうがいいのかなと思うし、もう1点ここに岩手県の紫波町オガールプロジェクトこれいい例ですね、これ私ここにかかわった2人の方といろいろ話をする機会がありまして、ちょっと勉強してきたんですよ。本当に大変で、今成功しているんなところから来てるみたいですよ。

すごいのは、この紫波町は研修に行くだけで1人3,000円ぐらいとられるんですよ、民間ですから。民間がやった事業ですから。ですから、ノウハウを我々自治体の議員が行っても1人3,000円とか4,000円講習料取られるそうですよ。

ですから、こういう事業をするに当たりいろんなところに研修も町長行ってるやないですか、副町長も行ってるやないですか。どんなコンセプトで、この事業をやろうと思ったそのきっかけというのは副町長何ですか。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） まず駅前ですけど、御存知のとおり今道路幅が5メートルぐらいで狭くて危険性があるということで、私も通勤途中でいつも通ってますけど、要は駅前についても田原町長のときに駅前再開発が壊れてからもうかなりの年数がたつわけですよ。

その間、駅前の道路について拡幅というような話がついてきまして、予算的に国県の予算がついてやっこ20メートル道路で、田原町長が椎田都市計画道路の幅でやれると、できるという形になって、それとまた別に椎田の駅前まちづくり構想というのをつくってまして、それでその両方の構想を走的过程中で、それじゃこの今の現有のここに町の土地と駅の間を、今国が進めてるコンパクトシティ、この一帯に来れば全ての要件、いろんなものが片づくというまちづくりということを考えて、まちづくり構想の中でも議論して考えたわけです。

そういう議論の中で、それらは職員だけではその構想というのはなかなかできないしまとまらないし、やはり第三者の検討、手法というのがやはり必要となってくると。そういうことで、私と財政、企画、都市政策の職員を連れて紫波町に行って一泊して、駅からずっといろんな勉強させていただいて、ああこういうまちづくりがいいなあというような感じの中で、それはあそこは民意主導の形でもう全てやっていますんで、そういう議論をしてる中で国の補助金の中で、メニューの中で、こういうメニューがあるよということも私も知りまして、これについて国庫100%で1,200万ですので、町費をかけずに別の見方、町職員でない別の組み立て、見方、手法というのを考えていただく手はないのかということも考える中で、こういう補助金があるよということを知り得たので、これもどうにかこうにかこの補助金をとるのにも大変な苦労しました。

いろんな駅前の開発については、大方広島とか奈良のどこやった、ああいうところもこういう補

助金を使ってそういう検討をして、いざ実際やるときには町の予算で基本調査、基本設計で事業は進めていきますけど、比較検討、調査、見方、組み立てというのはやはりこういう、何ていいますかね報告書も必要じゃなかろうかなと思ってます。

そういうことで、我々もそういう紫波町行ったり、山形の東根行ったりして勉強はしてきました。そういう中で、この一帯の再開発ということを構想に描いて進めてきたんですけど、きのうから話がありましたように農協との用地がもう断念というか前向きにいかないという形になれば、今工藤議員が言うようにもう現実的にいくしかないんですよ。

ここはここで庁舎を建てる、駅前には20メートル道路とロータリーでやると。そういう現実路線で行かざるを得ないのかなという思いで、今後7月ぐらいからもう現実の方向で事業を進めていきたいなと思ってます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） いろんなところを見て、特に紫波町はこんなことまでも、補助金やめますか人間やめますかてそれをうたってる木下てのがおるんですけど、これも加わってますよ。補助金を活用してやった事業で成功した事例はない。事例はないということはないですよ、本当少ない。

でも、国も自治体も失敗したことに関しては失敗したとは言わないと。彼は今、墓標を建ててますよ、失敗した例をつぶやいてて、何で失敗したのかということをついいろいろな著書にも書いてますし、その方にもちょっと会ってきたんですけど、補助金を使うのが悪いというわけじゃないけども、やはり基本補助金頼みの事業主体というのはやっぱり厳しいということですよ。

そこは副町長も、紫波町に行ったんであれば十分感じてきたんじゃないかなと思いますのでそのあたりの、また行政の進め方というのは本当慎重かつスピードを持ってやっていただきたいなと思います。

J Aとの土地の移転交渉が不調に終わったと、いろんな条件つけられて。以前、この資料もらったときに、最後の15回ぐらい協議してるんですね。福岡建築農業協同組合との協議経過、いつにどんな協議をしたかてざっと書いとるんですね。

これをもらった財政課のほうに行って、議事録をちょっと見せてもらえんかどうかと言ったら、これ見せられませんかて言われたんですね。こんな大事な予算をJ Aと協議をしてやってるのに、見せられないということでおかしいなとは思ってます。

今回、この事業が破たんした以上、これ議事録見せてもらってもいいじゃないかと思うんですよ、もう関係ないでしょうという気持ちはありますので、またその判断は町長してください。どういう協議をしてきて8億という予算をつけて進めてきたけど駄目だったんだというのは今後、

先ほど言ったように検証する意味でも大事だからと思いますので、そのあたりの検討もお願いしてこの質問は終わります。リノベーション、忘れたわ。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） J Aとの協議で、今の現実路線の J Aとの用地の協力に関しては、 J Rは全てOKといますか承諾はいただいております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 次のリノベーションは読んで字のごとく、今ある施設を有効に活用しようということです。話も大事ですけども、そういう利用者、学校の廃校とか先ほども言いましたビラ・パラディにしてもそういう人がいますので、今どうかわからんですけどもまた話をしてみましょう。

そういうことであれば、今管理費が230万ぐらい上がったたですかね、まだまだビラ・パラディも。それぐらい上がってましたよね。これがなくなるわけですから、立派なことじゃないですかね。

あとは極楽寺自治会に20万払ってるという年間のやつをその方が払うということに承諾すれば、もっと言えば補助金まで幾らあるんか調べてもらって、これも含めてどうですかということ提示していいと言え、町は全部もう廃止しているものから手が離れるわけですからうれしいことやないですか。ちょっとそこ辺を聞いてみますので、また検討してください。

ではこれを終わって次、築城基地との関係について、航空交流館の考え方、それと共存共栄のあり方ということで質問しています。

航空交流館の基本設計ですかね、展示設計か基本計画かも今回繰越明許で2,400万また繰り越しされました。以前私の知り得る限りでは、この報告書、それとこの基本計画書というのをもらってる。

不思議なのがこの報告書には、大体概算で13億ぐらいの数字があります。この報告書のときにはまだ金額が載ってないんですけど、定かじゃないですよ何か20億とかそれを超えるような金額の何か提示とか話があったような気がするんですが、今回の繰越明許の吉元議員のどういう進捗状況ですかという質問の中で、副町長が13億で。また13億に戻ったのと私は思ったんですが、こういう報告書を出してこれ単費でしたですね、これもやって、繰越明許の2,400万も単費です。

余り、内容を見たらそんなに変わってないような感じがする、こちらのほうがちょっと豪華でみたいな感じですよ。これにも数百万っていうたしか500万だとか700万とかだというあは出てるわけですよ。何が言いたいかということ、繰越明許しても何回も何回もアリジゴクの中

でもがくよりも、もっと違う方向考えたほうがいいんじゃないかなということです。

航空交流館は絶対するんですかこれ、こんな中で。絶対したいんですかこれ。どうなんですか、そこをちょっとまず一回、簡単でしたくないかしたいかだけちょっと確認。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 検討委員会まで立ち上げて進んだ事業でありますし、築上町の特徴のある事業として進めていきたいなと思っています。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 鹿屋の航空資料館にちょっと行ってきました。あそこは本当変わってるなと思ったんですね。門があって資料館があって、左に販売店があったんですよ。

そこに立ってる自衛隊の方に、あらあれ自衛隊の建物ですかと言ったら、あれは鹿屋市の持ち物だと。当然、海上自衛隊ですかねあそこは。あそこが持っているので当然入場料はただです。どこから来たんですか、こうこうこうですかというようなことを最初受付のほうで聞かれて、るる言われて見に行ってきたんですけど、このパターンがいいなと思ったんですよ。

というのが、1回だけ見に行ったのが基地の中に資料館であるじゃないですか、あれがものすごく、何年前か基地の対策委員のときに見に行ったときに、ものすごく古くてイメージがありました。今でも変わってないんじゃないかなと思うんですね。

ですから、あの建物を表に出してくる、もっと目立つところに。例えば正門から入った今左側の何か空き地がありますよね、そういう交渉事というかそれに築上町も全面的に協力をする。そしたら、建物もかからないし維持管理費も、防衛省のほうでするわけですよ。

近くの町有地か何かに、書いてあったようにカフェとか戦闘機を見ながらお茶を飲むとか、基地のまちである特徴をそこに出すということの取り組みのほうがいいんじゃないかなと。

どっちにしろあれも数年のうちに、基地の資料館というのもどうかせにやいかんのやないかなと感じがしてますので、そういう交渉事のほうがいいんじゃないかなと。こういう報告書とか計画書とかいろいろつくるのはいいんですけど、そのたびそのたびこうやってやってタンスのこやしじゃないですけど手元持ってて、2,000万とかウン千万とかというお金を単費で使うことを考えるのであれば、まだまだやることはたくさんあるんじゃないかなという気がしてますので、そのあたりの共存共栄のあり方についてですけど、町長この間も言ったけど、防衛省のホームページを見ても就職の件に関してはものすごくこういうのありますからどうですかみたいのがあるわけですよ。

今54歳ですかね、4歳か5歳ぐらいで退職する人を、やはりうちの町でいい意味でそういう技術を持った方を嘱託でもいいから雇うという、そういう環境をつくっていくことが今後もうち

が基地とか防衛に関しての交渉事に非常に僕は必要なことじゃないかなと思ってるんですね。

ですから、町長にも前も退職する方の前に、うちは退職する方50代、40代の後半の方とか集まっていたいて、うちは土地を用意してますから建ててくださいとかそういう交渉したらどうですかということも言ったけども、ああ個人的にはしてますよみたいな話で、そういうところをもう少し自衛隊と密になって、基地と密になってやっていくことがいろんな交渉事、うちが今やっている告示の見直しとかコンターの云々とかというの、非常に優位というかテーブルにつきやすくなるんじゃないかなと思います、町長いかがですか。もう時間がないので本当短くお願いします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、一応航空交流館できれば基地関係者、それからまた周辺の皆さんの雇用の場になるというふうなことは私も防衛省のほうへ強く言ってきておるんですけど、なかなか今のメニューにないとかそういうことで、防衛省が積極的でないちゅうのが現実でございますし、何とかこれを積極的になすような方策を考えなきゃいかんかなと思っております。

基地のほうの資料館は、これやっば基地が非常に基地の歴史というのを大事にして手放そうとしないような状況です。航空交流館の計画に当たって、基地の資料を一緒にしないかというけどなかなかそうはいかないというのが現状でございます。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 時間も来たようですので、本当にもっと積極的に基地の町、一つ（ ）、いろんなところに僕はずっと研修に行ったらうちの町を紹介する一番の、どこですかと言われる。築上町ですと。

そしたら築上町ですかで言われたときに、説明するとき一番いいのは築城基地なんです。蔵内邸でもないし浜宮でもないんです。ということは、基地の町でいろんな、周りの自治体にはものすごく認知されて部分あると思うんですね。

ですからここをもう少し、最後に有効にいい関係を保ってやるのがうちの町にとってプラスになるんじゃないかなという思いでありますので、そこはもっと積極的にやっていただきたいと思えます。終わります。

.....

○議長（田村 兼光君） それではここで一旦休憩します。再開は午後2時10分からとします。

午後1時59分休憩

.....

午後2時10分再開

○議長（田村 兼光君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番目に1番、小林和政議員。小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） お疲れでございます。最後になりました。今まで真面目な方ばかりが続いてます。楽しく真面目にやりたいと思いますので、どうかひとつよろしくお願いします。

まず、私ちょっと毛色が変わった見出しを打ってますんで意味がわかりにくいんかと思いますのでちょっと要点申し上げますと、要するに町民の目から見たときに今までの進め方がどういうふうに映っておるんだろうか、間違っただ点が多々あるんじゃないかということできょうはお尋ねしてまいります。

まず最初に、町長安倍総理はお好きですか。答えられませんね、答えんほうがいいと思います。（笑声）私は大好きなんです。敬意も持ってます。国政の中で現在のように非常にリーダーシップをとって前向きに進めておられる。非常に多数の政権を維持しておられる。少数意見は聞くのは聞くけどもどんどん自分の意見、あるいは自分とそのグループの考え方を通していく、そして行政全般を自分の考え方に向けて動かせる人である、そういうふうに映ります私には。だから、私は敬意を持っておると申し上げたのはこういう点ですが、発言がちょっと問題やないかと思うんです。

安倍総理は、不正なことに私なり私の妻が関係しておったならば、総理はもちろん議員はやめる、こういうふうな発言なさっておりました。私は現在までの報道の中で、奥さんが国有地を8億ぐらいの値引きをしてもらって買った用地に学校を建てる、その名誉校長をされておった。そして、その学校に入学予定の席に来てそのお話をされた、この事実だけでも今の時点で議員はやめておくべきだと考えておる人間です。私はそう思ってます。

何でこういうことを申し上げたか、きのうの町長の答弁で吉元議員の質問に、私は町民から選ばれた町長だから、私の任期中は私の考え方でやっていいものと考えてます、こういうふうな答弁なさっておりました。そのとおりでと思いますよ。

住民から大きな権限をゆだねられた町長ですから、考えどおりやるのは間違いのないと思います。これは執行権と思いますが、権利と同じぐらいの責任もついておるんじゃないかと私は考えておるんですが、この責任の面では町長いかがお考えですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 何か失敗すれば責任があるというふうに思っておりますし、住民においても地方自治法の中に住民という項目がございますが、住民はそれぞれ行政に対して応分の享受を受けることができるんです。

しかし、反対に負担をする義務があるというのが地方自治法の10条の中に書かれておるわけでございます、基本的には住民にも責任義務があり、それから町長にも責任義務があると、そういうふうに私は考えております。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） そういうふうな考え方を共有した中で本題に入りたいと思います。

第1項の庁舎の建設についてということで挙げてます。住民の目にどのように映っておるか、この点を特にお尋ねしたいんです。昨年の6月議会で、庁舎建設用ということで農協の調査する費用ね、これ2,000数百万が計上して実際調査がなされた。

この時点では、農協というものを庁舎建設の候補地用地なんだという認識のもとでこういう予算が計上されたと思うんですが、この時点で今の農協用地を確保できたらそこに庁舎を建てるという考え方でおったんでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） まさに庁舎と、先ほどからもこの質問には何度も答えておりますけれども、駅を中心にした形の公共施設を集約し、そしてまた民活という形の中で、一応庁舎の中にもいろんな諸団体、それから営業する人も募集をしながら入っていただこうと。そういう形で農協の敷地に建てるということをするために予算を、いわゆる農協に価格を提示しなければ農協も何とも言えませんので、価格提示のための不動産鑑定と、それから建物の鑑定をする予算を計上して、農協のほうに提案していったという次第でございます。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） 今町長のおっしゃり方だと、頭にこれがあったということでしょう。先ほど工藤議員のお尋ねになったこの方式の中で、庁舎も考えておった。その時点では、庁舎もこの一環として対応する、この事業の一環の中であの用地の調査に入った、こうじゃありませんの。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） それは逆です。農協のほうにしたからそれを、その計画書をつくったとそういう形になりますんで、考え方は反対です逆に。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） 副町長、今と同じ考え方で間違いないですね。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 先ほど答弁しましたように、先ほどこの調査事業補助金私いただいてきたんですけど、その前に28年3月の椎田駅周辺まちづくり構想の中で、椎田駅を中心とした一体的な、一度で要件が済むようなコンパクトなまちづくりという形の構想は、28年3月以前からそういう構想はあったということです。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） ちょっとつながらんのですよ私は。町長おっしゃるように、去年

の6月時点で農協を建設用地として計画したと。その後に駅前開発をつけていってこれの計画ができたんだとこういうおっしゃった。副町長は、その前から駅前開発はあったけれども、その中には庁舎は入っておらんやっつと、こういうことですか。

○議長（田村 兼光君） 副町長。

○副町長（八野 紘海君） 椎田駅からこの現有地までの範囲ですので、庁舎は入っております。以上です。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） ということは、今年の6月時点でね庁舎用地として、はっきり言いますよ、こんなぐだぐだ言いよったっておもしろくないですわね、はっきり言いますよ。

要するに、こういう事業を駅前からここまでの再開発をこの事業でやる、要するにLABV、ローカルアセットバックトゥビークルと、課長そうやね、イギリスの真似したんだよね。もちろん1個ずつ、いやもういい。

1個ずつ単語言うたって私も発音、辞書調べてやっとな発音記号わかったくらいですけど、これ意味わからせんのです。ただ、一番最後のビークルというのは乗り物の意味なんですよ。だから、共同でつくっていくための一つの組織づくり、こういう言い方なんですよ。

だから、この事業自体のあらましを申し上げますと、要するに庁舎も含んだ駅前から一括を再開発するために一つの組織体をつくる、会社をつくる。これを共同の乗り物みたいに表現しちよるわけですよ。

その一つの組織をつくって会社をつくる、その会社の核になる企業がどこかに応募してもらって名乗り上げてもらう、それでその会社にやってもらう。それで、その会社にやってもらう、その会社にその用地に庁舎の建物を建てさせる、これはそういう事業ですよ。ほかのことも（ ）でやりますけどね。

だから、農協の用地は庁舎を直接その場に建てるそういう事業じゃなくて、こういう事業の中に公有地、うちの町がその組織に出資する、要するに現物出資をするための材料としてこの土地を手に入れる、私はこういう行動だと考えてます。というのが、先ほど工藤議員の発言の中にもありましたけどもオガール紫波、ここ図書館か何かつくるのにこれを遊休地を利用したという形ですよ。

それで民間企業を活用したという形で今成功されておる。非常に多くある中の、極めて少ない成功例の話で出とるわけですよ。あれがそういう組織。最近では、行橋も複合施設という表現ですが、似たような形でやられる、これは塩田議員が発言されておりました。

行橋でこの核になる企業が見つからん。当然うちあたりじゃ無理だろうという事業が進んだ中で、私は去年の6月にそれが予算化されてて出た。そしてこれができ上がった。2,600万円

はこれと、費用と両方分ということやなかったですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 小林議員、相当勘違いしておるようでございますけど、全部築上町が主体で行いますんで、だから基本的には農協の用地を購入できるような契約これをやって、あとは事業主体として築上町がやると。

その中に民活を私は入れていくという方式で、一応プロポーザルといいますか民活をするために募集をやります。そういう方向性で担当課には指示をしておりますし、そしてその中で、選定理由は長い年月そこに入れる企業と、そういう一つの項目をつけなければもう二、三年で出ていかれたら困るというふうなことで、いわゆる集合型の多目的ビルをつくって町役場が入る、その中に農協も入ってくれと、そういうふうなビルをつくっていかうかというふうな考え方で、小林議員が言っとる言い方と全く違います。

だから、私はどっかの場合 P F I というのが全てお任せきりの、こういうものは私は絶対やりませんと。全部主体は町で、あと民間を募って入ってもらいますよと、そういう一つの共同ビルをつくっていかうという考え方でございますんで、勘違いしておりますんでそこんとこ直してください。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） じゃあこれはつくる必要なかったんでしょう、要らんもんやないかそこ初めから。これ何のためにある。こんなつくる理由全く、これ2,600万か何ぼか知らんけども、これ何のためにつくれた、これ2月の段階でできちょうわけですよ。

我々が議会で議決したんは3月なんですよ、これ29年2月の段階で完成してます。ここにね。3月議会に我々は椎田の農協用地の購入費として3億と4億ね、債務負担行為でそれを議決するか状況になったときに、これがあることそれは知りませんよ。

でも私もそこを土地を買って、そのまま庁舎を建てるんだらうと思っとった、私もねそれまでは。その庁舎を建てる、そこに建てるならん理由が理解できんからいろいろ申し上げてきましたよ。

ところが後からこれを見ると、これにのっとった進め方がされておった。だから、ああいうことになったんだということになった。ところが町長は今そうやないちゅう。これは、ほな要らんやっつもんじゃないか。課長、あなたこれ要らんようなもんか。（発言する者あり）

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 先ほど工藤議員の質問に答えましたように、その補助事業については私が口切って国交省からいただいた事業という形で、本来駅前は、道路駅前広場は県の事業であり、社会資本整備交付金の事業なんです。

庁舎は合併特例債という事業で建てると、町主体、県主体、町でやるというのがその事業ですけども、先ほどから言いましたように椎田駅前まちづくり構想の中でこの一体、コンパクト化のまちづくりをするに当たっての見方の一つの手法として、いろんな考え方、組み立てがあるだろうと。

そういう形で何かないかなという中で、官民連携という事業の補助金があるんでそれをいただいて、我々と別の第三の見方でいいですかね、別の見方でどういう手法であれ形がとれるのかという参考的な調査報告として作成をしたということで、もう全く町長が言いましたように事業はそれぞれの補助事業で主体でやりますんで、これはあくまでも調査報告書という形で、別段それののっとってしてるわけじゃございません。深読みしないようにお願いします。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） わかりました。じゃあこの資料については、結果的に無駄になるかもわからんやったけども、ただつくっただけだと。実際の事業自体は、町長がおっしゃるように町主体の事業を進んでいって庁舎を建てるんだとこういうふうに理解する、それでいいですね。

じゃあもうそこで一応この件は収めて、じゃあ3月の時点で我々にその予算を議決せよということで提案された予算。この時点で、その農協用地をきっちり交渉できとるのは当たり前の話と私は思うんです。

前の6月時点でそういうお話をしとって調査をしたんだと、そしてその後の話し合いをしたんだと。その後、農協と話し合いをいろいろして話を煮詰めていった。そしてでき上がったから3月に上程した。そういうことやないかと私は思っと思ったんですが、3月でもう予算は議決されましたよ。そして、その後に売買の話がわやんなった。それは農協から断られた。どういう理由か。農協が変な条件つけてきた、こういう理由やったですよ。

こういう話は事前に終わっちゃくべきではないかと私は思ってます。こんな話も煮詰めんまんま議会に出してくる、それを議会が議決する、わずか数日、まあいい。1カ月かそこらで話は破談になった、やめました、こういう話ですよこの話。違いますか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、ある一定の農協の執行部とは話がついておりましたけれども、いろんな種々方面から農協の存続についてというお話で、再度ちょっと協議があったということで、全てを全面的に買収にならないという状況下になったというのが一つ買収をしない理由でございます。

それともう一つは、庁舎の位置で私も判断しました。この前のように反対が多ければ住所を変えることはできないという判断をして、もう現有地に建てるしかない、築城支所に移してもこれは判断できないという形になって、ここしかない、ここであれば2分の1の皆さん、そして

小林議員もビラを出していただいておりますけれど、ここならいいという見解も書いておるようでございましたんで、ここで決定しよう ということで今そういうことで一応農協のほうを断念した理由もございます。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） ここでビラの件のお話をしているんですか、ちょっと出されましたけど。私はね、その関係で申し上げますよ。

これ広報の4月号ですよ、これ4月号で3月で予算議決した内容なんですわね。その内容が出てますわねこれ。ここに平成29年度一般会計当初予算の主な事業として、新規事業庁舎建設3億1,800万、老朽化した本庁舎の建てかえを行いますということなんです。

住民の方が、先ほどからいろいろお話を聞いてまいりましたが、2,600万で調査した、議会に合計2年にわたる8億何千万かの予算を可決した。それがだめになった。4月号の時点で住民の方はこれだけしか目にされてないわけですよ。私も農協を買う予算が通った時点であそこにそのまま庁舎を建てるんだらうと思うからいろいろ、ビラの件もそうですよ。そこに建てるんだらうという認識でいろいろしましたよ。

ところが、住民の方はこれしか見てない、今までの経緯全く知らない、それでまたこれしか知らない方に今度はだめになりましたという説明をせんならん。議会で7対5で議決しました予算8億何千万について、あなたこれからどうされるつもりなんですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には農協の買収議案と、庁舎の位置を一緒に出そうと思っておりましたけど、なかなかやっぱ無理だなという考え方、それと農協のほうからまた条件がついたと、二面性がございまして農協も全面的に移転という話で、中にテナントに入るんであれば入ってくださいと、そういう条件で農協のほうには申しておりましたけれど、それがかなわないというなことで一応農協の買収は断念したという形になっておるところでございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） 私はあなたの説明でそれ知ってますよ、住民の方それ全く知らんのですよ。これどうするかちゅうことですよ。住民に説明するのに1からずっと全部、あんた懇談会に行って説明されるわけでしょうけども、これ本当に正しく説明せんと、だめになりましたで通用するような話じゃないと思いますよ。

あえて申しますよ、私が初めにあなたに安倍総理の話をされました。安倍一強で全ての官庁が安倍の気持ちを付度して全ての事業がそうやっておる、そういう方向に進んでおるという事実がいっぱい出てきよる。事実が出てきても、まださらに続けてやっていくというような形、安倍一

強の付度政治が国のほうでやっけていかれる。当然我々の自治体も国のほうを向いて町政やらんと、補助金の目的の町政なんですかうちは。向こうを向いてやらならんけ要らんことは言いなさんなよちゅうて、町長に初めて申し上げましたけどね。向かんならん。ところが、うちの町で同じ状態になっちょやないかという気がするするわけですよ。

きのうの吉元議員の一般質問の中で、何が発言したかち一々問われよったけど、誰も発言せんやった。私も12月の議会で、椎田に決めたの誰が決めたんか、どういうふうな形で決めたんかち一般質問しましたよね。財政課長は、庁内の検討会で町長の意向にのっって決定しましたという答弁いただいたんですよ。覚えてらっしゃいますか、いいですか。（「3月議会」と呼ぶ者あり）3月議会やったですかね。うん、3月は私やってないよ、12月や。12月議会です。

そのね、きのうの庁内の検討委員会の第1回は29年の1月にやったんだと、吉元議員の（ ）その時点で1回目を29年の1月にやって、それ以降4月過ぎにやった。非常に不都合が生じるような話だと思うんですが、私がきよねんの12月時点で、どういう経緯でこの椎田を建設予定地として決定されたんですかとお尋ねしたときにそういうお答やったと思うんですよ。

この時点では、まだ庁内の検討1回も開かれてないような、私がきのう吉元議員のときに聞いたときには、庁内の検討委員会は第1回は29年の1月19日にやったというふうに記憶あるんですが、それで4月に2回、5月、6月はというふうに聞いたんですがこれ間違いですかね。

○議長（田村 兼光君） 元島財政課長。

○財政課長（元島 信一君） 私の記憶が間違ってたらあれなんですけど、私小林議員質疑で言われたんではなかろうかなと思うんですけども、先日配った議会報にもそういうふうに私の答弁が載ってありましたんで、その前に委員会をしております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） ごめん、勘違いやった私の。意味の違いやった。

要するに何が申し上げたいかちゅうと、町長の気持ちを付度されてみんなの人が、町長がああいうふうに考えておられるんだからそういう方向に流れていってしまえというやり方、こういう流れがうちの町でも進んでおるんじゃないかという気がするからお尋ねしたんですが、町長そういう認識ございませんか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には私が町政執行者でございますし、あと職員は町長の補助者でございます。そういう形になれば、私の方針に基づいて職員は動くのが当たり前だとこのように私は考えておりますし、もしこの事実私がやっていることが悪いとなれば自治法に基づいているんな住民の請求あたりがございまして、もし私が間違ったことがあれば住民の請求をやっていた

だくと。こういう方向性がやっぱり真の民主主義じゃないかなと思っておりますし、それからまた町長の責務、吉元議員のときも申しましたけれど、地方自治法の町長の責務と、仕事というところに公共施設をつくり、公共施設を管理するという条項も地方自治法の中にちゃんとあるんで、これに法律に基づいた私は仕事をやっていけば、全てあと事務の補助者は私に従うべきだとこのように私は思っております。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） それ十分わかってます。だから、町長には絶大な権限が町民からゆだねられておると、ところが同じくらいの責任も頭に置くべきじゃないかということをお初めから申し上げておる。

その責任の大きなものが住民に納得してもらうための説明が要るんだろうと思うんですよ。これ総合計画です。総合計画の初めに、あなたの何や載ってます。町民の皆様におかれましても積極的に行政に参画いただき、行政とともに町の発展を支えていただきたくお願い申し上げます、こういう挨拶が載ってます。

参画をいただくための説明が、今までの庁内の建設についての住民の目に映るんはこれだけしかないちゅうことなんだ、私はこれを申し上げた。これであなたは今までの経緯を全て住民に説明できるというふうに考えておられるわけではないでしょう。我々議員でもこれ以外ほとんど知らない、いろんなことで言いましたけども。

だから我々は、あなたおっしゃるように住民に知ってもらわんことには参画するにも知らんから参画できない、知ってもらうための非常手段としてはビラを使わしていただきましたよ。住民の方に知らんまんまに進んでしもうたらとんでもないことちゅう認識のもとですよこれは、私はね。

だから、あなたが住民に十分知らせていただいて、住民があなたに権限をゆだねると同様に、責任も果たしてくれておるんだなという認識できるような形であなたが事業を進めておられるんやったら、もう何にも申し上げることないんです。だから、これだけでは私は足らんとします。前に庁舎関連で質問された方も説明が足らんのやないかと随分おっしゃってましたが、さらに十分な説明を住民にすべきである、この点について町長どうお考えですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、私はこういう方針で庁舎建設をするというこれ報告はしてまいります。しかし、事前に皆さんに伺いを立てたって、種々いろんな意見が出てあっこがいい、ここがいいとそういう状況になってくるんで私はこれはリーダーシップを発揮して、一応合併協議のときに椎田庁舎を本庁舎するという形になっておったんで、農協の敷地を庁舎にしたらどうかという考え方で、それでそれがだめならもうここだと。

そうしないと3分の2の同意が要るんでこれがとれないという判断を私はして、もう現有地に建てるしかないかなとこのような方向性で6人もの反対があればできないという判断をいたしました。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） あのね、大きな勘違いやないかいうふうに申し上げます。

あなたは自分の都合いいことだけ町長室だよりで、毎月出せるわけですよ、私もね重ねましたよ。あなたは自分の都合いいことだけです。真実の姿をきちっとするために我々が議会でこういうふうにあなたにお尋ねして、答弁をいただくことによって議会報で通じることができる、これでもまだ不十分でたった1時間しかないわけですから。

だから、十分な説明をする、そして住民が納得してもらえんやったらそれはそっちのほうが優先やないかと思うですよ。住民に説明したら前に進まんから、説明せんで進めるのが町長の権限だと考えちゃったらあんな間違いです。住民に説明したが納得できん、じゃあ住民の言う方向に行こう、いや将来のためには嫌われてもこっち向き行くべきだというてあなたが説得すべき、これが町長の責任と私思ってます。

これ以上あなたと話してもつまらんけ、もう次の項、時間ないけ次の項目に移ります。

2番目の広域消防の用途不明金の件です。池亀議員から指名いただきましたんで、さらっと終わるつもりでおったんですがこれ少し、ちょっと詳しくお尋ねしますが、これ先ほども3月29日に裁判起こしたということでした。金額については、先ほどは全額ということだけでしたが、詳しい金額はまだわかりませんか。

○議長（田村 兼光君） 江本企画振興課長。

○企画振興課長（江本 俊一君） 企画振興課の江本でございます。訴訟に上げられている金額は、広域圏事務局より報告は受けておりません。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） 広域圏の関係で具体的な話聞いても、もう恐らくおっしゃることできんでしょうけ。昨年7月16日に、何回も私一般質問でお尋ねしましたが、調査委員会の報告書が出されてます。昨年7月16日、もうすぐ1年になります。この調査委員会には外部の人間を含むということになって、弁護士と税理士か誰かが入ってますよね。そしてこの委員会がその時点で終わっとるわけです調査委員会。

このときの報告書を提出してくれんかという話で進んで、町長は一旦見せていただきました。去年の10月ぐらいに。これは私らは目にしましたが、この報告書は広域圏本部に出されておりますが、町長がお持ちじゃったということは各自治体では、7つの自治体ありますわね、首長さ

ん、副町長さん、課長さん、この人たちはみんな持つておるわけですよ、持つてない。どの方たちがお持ちになってるかちょっと教えてください。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には私と課長が、副町長はこの会議には関係ありません。広域圏の理事会の前にはあるんですけど、消防の関係は副町長入ってないんで、その会議は副町長会はあっておりません。だから理事会と課長の会、幹事会だけです。

そして今、こういうのは全て一応議題に出たら全部回収今しておるところでございますので、その関係の資料は私ども持つておりません。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） 出せちゅうかと思ってそう逃げとるんでしょうけども、要するにそれじゃ見たのはうちの町では町長と担当課長とだけですか。議会は議会で別の動きですわね。よその市町村では、当然理事で出ておられる首長さんみんな持つておられる、担当課長も見ておられる、そういうわけですね。じゃあ、それと私ら総務産建の委員だけが見たということでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議会から消防に出てる議員さんどうかちょっと私にもわかりませんが、議会のことはそこでちょっと判明すると思うんですけど、我々の理事者側は私と課長しか見ておりません。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） うちの町ではですね。ちゅうことは、非常にこの報告書見ておられる方が少ない、私は見ました。これだけの不祥事を、報告書が出て約1年になるわけですよ。これこそ本当に住民の方々に知らせるべき内容の最たるものではないかと私は考えてます。

裁判も民事裁判も起こした、当然この裁判の途中ではこの金額なりいきさつなりいろんな問題点が出てくる、当然傍聴した新聞記者なりその（ ）方々から情報入ってくるとは思いますが、我々はそれを見たこと、知ってますよ中身を。非常に心苦しい、これを住民に知らせなくていいかちゅう気持ちで。町長はそういう気持ち持つておられんですか。住民に知らせる必要ないとお考えですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には広報あたりで若干は触れておりますけど、全て一切合財という形になれば議員の皆さんにはある程度報告していけば、それで私は議会制民主主義という住民の皆さんの代議員制でとつおるんで、全てを全部、何もかんも住民に相談したり報告したりという形はこれは地方自治法の中にはございませぬし、しかし道義的な形では広報で若干いろんな、

町の出来事、それから近隣の出来事は私は知らせていってるつもりでございますけど、全てを知らせるといふ法的な根拠はございません。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） じゃあこの不祥事に関する報告書、いいですか広域圏では調査委員会を立ち上げてやっていった、しかしその報告書が出されて1年なるのに何も住民、町民に対する報告もされてない、私は記者会見でもいいんじゃないかということまで申しあげましたけれどもそれすらない、全く何もないうまま裁判が起こった。

だから、あなたはこれ公表できん理由の1つは、裁判のときに差し支えがあるからという理由を言ったことありますよ。この報告書を公表することができない理由は何かということでお尋ねしたら、民事裁判を起こす予定ですからその差し支えが出るといけないから出せないという理由をおっしゃったことがあります。

これ裁判を起こした、もう出していいんじゃないかと思いますが、それでも出す気はないでしょう。恐らく（ ）もいい、出す気はないでしょう。じゃあここであえて申し上げますよ。

私がどこかで手に入れて、かなりの方がごらんになってますんでパソコンに取り込んでおられるかもわかりませんし、何かあるかもわかりません。もしあったら、私が出したとします。守秘義務違反ですかね、逮捕されますかね。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） そういうのはちょっと私にはわかりかねます。守秘義務違反とか何とか、知り得た秘密というんは、関係者が知り得た秘密は自分の部署を退任した後も、何ていうか守秘義務違反とそれしか私どもは、中央公務員法での守秘義務違反しか私は認知してないんでその件はわかりません。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） これね、要するに姿勢の問題なんですよ。広域圏のね。これだけの不祥事があんた何もせんで今まで放ったらかしてきた、こういう行政がやられてきた。

あえてもう一個申し上げますよ、私。この報道があった、私が一般質問したという話を聞いた後に、ある人が私のところの家にわざわざ訪ねてきました。こういうこと言って非常に不謹慎かと思いますが、こういう話すら広がっておる、これをしっかり公表せんことによって、こういう話すら広がっておる話の一つの例として私のところに話してきた方、役場の職員やったら何ぼ、消防署の職員やったら何ぼち聞いたが、うちんこはでくるかちゅこう言うてきたのがおる。

30年も前の話しよったって俺は知らんとかいうふうなお答をしましたが、住民の中でこんな話すら出る、そういう話が出るようにこういう対応の仕方が雰囲気をつくってしまうんや

ないかと私は思う。

だから、はっきり悪いことしたやつは本人も悪いし、事実こういうふうにした、全部あれに載っちゃうやつ、報告書で調べちよる内容出しゃいいやないかと、こういう姿勢で広域やったらなおさらやるべきだと考えますが、町長何とか公表してみんなに知らせるべきという動きをとる気持ちありませんか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 小林議員の言うようにいろんな形で、これも記者会見あたりも若干やってるんじゃないかなと思いますけど、これで新聞で報道されておる場合もありますけれども、基本的には今裁判係争中ということで裁判に影響あったら困るという1つの考え方があるんで、一応広域圏の事務局のほうは出せないというふうな形で断ってるというのが実情だと。それを無理言って私がくれと言うわけにはいきません。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） まいった。終わります。

3番目に入ります。あと時間のうなりました。初日の報告の中で会計検査が入ったと。若干の指摘があった。顛末書を提出しましたという報告がございましたけど、時間がありませんけど若干の指摘ということのその若干について説明してもらわいけませんか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には創業支援事業、これについて一応観光協会のほうに定款の中に創業支援をする項目がないじゃないかという指摘を受けたけれども、もう一個事業の目的のところ若干それらしきものがあるんで、そういうことで顛末書を書いて出したという経過。

それともう一つは、例の何ていいますかダンスのパーティーを開いたこの分についても、若干当初の提案と違うじゃないかということで、それも一応書いて出したという経過があるようでございます。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） 2点ですね。2点出した。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） ちょっと今私の記憶で答弁、課長何かあった、それでいいね、もう一個あったかな。

○議長（田村 兼光君） 野正商工課長。

○商工課長（野正 修司君） 商工課の野正でございます。会計検査の件でございますが、商工課の事業で指摘されたところはその2点でございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 江本企画振興課長。

○企画振興課長（江本 俊一君） 企画振興課の江本でございます。当該の総務省内閣府の会計検査におきまして、企画課の所管といたしまして地域経済循環交付金ということで、城井ふるさと村にバーベキュー施設を整備した1,000万円の間接補助でございますが、これについて城井ふるさと村から施工業者への支払いが若干年度を超えた、おくれたという日にちになっておりますが、これが補助事業執行上適正かどうかということで今会計検査院において検討していただいとるところでございます。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） ということは、その3点を会計検査で指摘された。これ、この会計検査定例的なものやないんでしょう、臨時的に入ったものでしょう。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） いや、定期的なもので県下に相当数入っております。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） ということは、定期的なものであるならば定期的なもので指摘された、顛末書を提出した、その顛末書については我々に公開しても何ら問題ないわけですかね。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） まだ会計検査からの沙汰がないので、それはちょっと差し控えるということにしています。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） じゃあ沙汰があつたら公開するのに何の差しつかえもない、こういうふうに理解していいですね。その時点で必ず我々に明示していただきたい。このことをお願いしまして私は終わります。

○議長（田村 兼光君） これで、本例会での一般質問は全て終わりました。

○議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで散会します。御苦労さんでした。

午後2時56分散会
